

令和 7 年 度
(2025年度)

宮崎大学大学院工学研究科
修士課程履修案内



宮崎大学大学院工学研究科

目 次

●大学院工学研究科修士課程の教育目標	
●大学院工学研究科修士課程の概要	
●院生留意事項	
●開講科目表・講義内容	
I 専攻共通科目、コース必修科目、農工連携科目	
II コース選択科目	
○ 先端情報コース	
○ 環境コース	
○ 電気・半導体コース	
○ 機械コース	
●規則集	
○宮崎大学学務規則	
○宮崎大学学位規程	
○宮崎大学大学院工学研究科規程	
○工学部・工学研究科専門科目の成績評価に対する異議申し立てに関する申合せ	
○宮崎大学大学院工学研究科修士課程学位論文審査並びに最終試験実施要項	

大学院工学研究科修士課程の教育目標

1) 大学院工学研究科修士課程の教育理念

科学技術に関する知的遺産を継承・発展させる一方、市民生活及び産業の発展を担う優秀な人材を育成することによって、社会の発展と人類の福祉に貢献することを基本理念とする。

2) 大学院工学研究科修士課程の教育目的

21世紀の技術者は、専門知識だけでなく、技術者としての高い倫理観を持ち、地球的規模で物事を考えることが要求される。また、環境・エネルギー問題の解決や高度情報化社会への対応など、従来の技術だけでは対処できない課題が次々に発生してきている。

このような背景のもとで、大学院工学研究科では、工学分野の高度専門知識を修得して応用でき、自ら課題を探究し、その解決に向けて高度専門知識を活用し主体的に考え、研究開発を通じて必要となる日本語、英語によるコミュニケーション能力を有し、産業界等で国際的に活躍できる実践的な応用力を有する高度専門技術者を育成することを目的とする。

3) 工学研究科修士課程の教育目標

産業界等で国際的に活躍できる実践的な応用力を有する高度専門技術者を育成するために、「幅広い視野」「専門応用能力」「コミュニケーション能力」「国際性」といった様々な能力を涵養する必要がある。大学院工学研究科では、これらの能力を育成することを目標に融合教育プログラムを構築し、実践する。

○ディプロマ・ポリシー

宮崎大学大学院工学研究科では、以下の素養を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、基準となる単位を修得し、修士課程学位論文審査及び最終試験に合格した学生に、修了を認定し、修士（工学）を授与します。

1. 工学分野の高度専門知識やその周辺領域の知識を修得して応用できる能力
2. 自ら課題を探究し、その解決に向けた計画を適切な指導の下に主体的に立案・遂行し課題を解決する能力および研究成果を発信する能力
3. 高度専門技術者として高い倫理観と責任感をもって課題解決に取り組むことのできる能力
4. 国内外の社会や地域が抱える課題を解決し、地域や国際社会の発展に貢献できる能力

○カリキュラム・ポリシー

宮崎大学大学院工学研究科では、ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

1. ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するため、専攻共通科目、コース必修科目、コース選択科目、農工連携科目を設置する。
2. 工学分野の高度専門知識やその周辺領域の知識を修得して応用できる能力を養成するための科目を設置する。
3. 自ら課題を探究し、その解決に向けた計画を適切な指導の下に主体的に立案・遂行し課題を解決する能力および研究成果を発信するための科目を設置する。
4. 高度専門技術者として高い倫理観と責任感をもって課題解決に取り組むことのできる能力を養成するための科目を設置する。
5. 国内外の社会や地域が抱える課題を解決し、地域や国際社会の発展に貢献できる能力を養成するための科目を設置する。
6. 獲得した知識や技能を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていくために、学位論文を作成する工学専攻特別研究を設置する。

【教育内容・方法】

1. 各授業科目について、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、事前・事後の学習の指示、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、周知する。
2. 課題を発見し、解決に向けて探究し、成果を表現する能力を培うため、協働による学生主体の授業を行う。
3. 指導教員、副指導教員、学生の三者間協働作業によって研究履修計画を作成する。

【学修成果の評価】

1. 学修目標の達成水準を明らかにするために、成績評価基準・方法を策定・公表する。
2. 個々の授業科目においては、成績評価基準・方法に基づき、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行う。
3. 学修成果を把握するために、教育活動、学修履歴、及び学生の成長実感・満足度に係わる情報を適切に収集・分析する。
4. ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学修過程を重視し、在学中の学修成果の全体を評価する。
5. 学生が学修目標の達成状況をエビデンスを持って説明できるよう学修成果の可視化を行う。

大学院工学研究科修士課程の概要

工学専攻では、隣接する研究分野を融合させてコース化するとともに、1 専攻化して専門分野の垣根を取り払い、学士教育の単なる延長ではない融合型専攻として、分野別の垣根を越えた教育プログラムを構築することにより、幅広い視野、専門応用能力、コミュニケーション能力、国際性を育成します。さらに、育成した能力をもとに専門性を深化させることによって、工学分野の高度専門知識を修得して応用でき、自ら課題を探求し、その解決に向けて高度専門知識を活用し主体的に考え、研究開発を通じて必要となる日本語、英語によるコミュニケーション能力を有する、産業界等で国際的に活躍できる実践的な応用力を有する高度専門技術者を育成します。

工学専攻

先端情報コース

本コースは、専門分野の高度化と異分野融合による多様なカリキュラムを維持しつつ、豊かで質の高い暮らしと持続可能な社会を実現するため、社会実装を視野に入れた情報通信分野及び先端情報分野の高度専門技術者の育成を目指します。AI やビッグデータ、IoT 等、第4次産業革命に対応した新しいビジネスの担い手などの社会的ニーズに基づき、付加価値の創出や革新的な効率化等により生産性向上等に寄与出来る先端 IT 人材を養成します。

環境コース

本コースは、化学系・社会環境系の融合コースであり、自然と共生し、環境と調和した機能物質や物質生産プロセスを創生できる高度専門技術者、ならびに自然と共生した社会基盤・生産基盤の充実や環境保全に貢献できる高度専門技術者の育成を目指します。

環境汚染防止、環境修復やエネルギーと資源の有効利用などの環境問題解決のための化学技術、ならびに社会資本整備、地域防災や環境保全等の地域社会の問題解決のための技術や政策の提供などの社会的ニーズに基づき、科学技術の持続的発展に貢献できる創造性豊かな人材を養成します。

電気・半導体コース

本コースは、電気電子系、電子材料系、応用物理系、応用数学系の融合コースであり、国際的な視野で広く電気・半導体に関わる科学技術を通じて社会の持続的発展に貢献できる創造性豊かな高度専門技術者の育成を目指します。

電気・半導体技術は高度情報化された社会インフラを支えるキーテクノロジーの一つであり、エネルギーの低炭素化やエネルギーシステムのスマート化など高度利用技術開発の促進などの社会的ニーズに基づき、電機、自動車、半導体等の製造業、情報・通信関連産業にとどまらず、さまざまな産業界等で技術者・研究者として活躍する人材を養成します。

機械コース

本コースは、機械知能工学における専門知識を活用し、豊かで質の高い暮らしと持続可能な社会を実現するため、人間の生活支援と資源や環境を考慮したものづくり技術を支える機械知能工学分野の高度専門技術者の育成を目指します。工業製品の多機能化と知能化、生活支援・環境制御における先進技術の創造などの社会的ニーズに基づき、科学技術の持続的発展に貢献できる創造性豊かな人材を養成します。

院 生 留 意 事 項

1. 授業科目の履修方法について

(1) 授業科目は開講科目表のとおりです。専攻共通のエンジニアリングコミュニケーション（1単位）、工学マネジメントワーク（1単位）、及びコース必修科目（2単位）、特別セミナー（2単位）、特別研究Ⅰ、Ⅱ（10単位）の計16単位を必修とし、必修以外の専攻共通科目、農工連携科目、コース選択科目の中から14単位以上、計30単位以上を取得しなければなりません。なお、コース選択科目から、所属コースの科目を最低4単位取得する必要があります。

履修計画及び研究計画にあたっては、指導教員、授業担当教員及び教務委員の指示を受けてください。

履修手続方法については受講科目登録期間等を別途案内しますので、指示された期日までに手続きを行ってください。受講科目登録は、前学期の科目登録期間に前学期・後学期・通年分を一括して登録してください。原則として、前学期の科目登録確認・修正期間以外は、追加・削除は認められません。登録漏れのないように十分注意し、計画的に履修登録をしてください。但し、年度途中で新規に開講された科目の追加登録など、修正が認められる場合があります。詳細は教務・学生支援係に相談してください。

(2) 外国の大学院での授業科目等の履修

本研究科に在学中に外国の大学院に留学して取得した単位を本研究科修了に必要な単位の一部等に認定する規程を本学大学院工学研究科規程第10条に定めています。詳細については、教務・学生支援係に照会してください。

(3) クォーター制について

本学では、「2学期制（前学期・後学期）」により講義を実施していますが、留学やボランティア活動といった学生諸君の自主的な学習体験の促進や、授業を短期間で集中的に受講することによる教育効果の向上を期待し、従来の「2学期制」の授業科目に加え、「クォーター制」の授業科目を一部導入しています。

クォーター制の学年暦及び授業日程は、大学HP等でご確認ください。

なお、履修案内では、第1期・第2期を前学期、第3期・第4期を後学期とします。

2. シラバスについて

各授業科目の簡略な内容はこの履修案内に記載されていますが、詳細なシラバスを宮崎大学学務情報システム「わかば」から閲覧できますので、ご利用ください。

URLはこちら→<https://wakaba.of.miyazaki-u.ac.jp/campusweb/top.do>

3. 成績評価について

各授業科目の成績は試験やレポート等により評価します。標準成績評価基準は下記の評語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とします。なお、講義科目については、所定時間数の75%以上出席しなければ成績評価を受けられません。

秀：評点90点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している）

優：評点89～80点（到達目標を優秀な水準で達成している）

良：評点79～70点（到達目標を良好に達成している）

可：評点69～60点（到達目標の必要最低限は達成している）

不可：評点60点未満（到達目標の必要最低限を達成していない）

4. 特別欠席について

次の理由により欠席した場合は、所定の特別欠席願いを欠席事由解消後1週間以内に教務・学生支援係に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができます。原則として、授業担当教員は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとします。

(1) 忌引

父母及び配偶者にあつては7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。

(2) 天災

必要と認める日・時間

(3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。

(4) 本学の授業に伴う実習等に参加するとき

(5) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数については制限する場合がある。

(6) その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき

（宮崎大学工学部専門科目履修規程第3条に準ずる）

5. 修了要件について

修士課程の修了要件は、必修科目を含む30単位です。修了要件は、本学学務規則第76条および本学大学院工学研究科規程第10条に定めていますのでご参照ください。科目によっては修了要件に該当しない場合もありますので、履修案内をよく読んでください。

6. 学位の申請について

本研究科に所定の期間在学して学位を申請しようとする者は、指導教員の承認を得たうえで、本研究科委員会の定める期日までに下記書類を取り揃え、教務・学生支援係に提出してください。また、学位申請については巻末の「宮崎大学大学院工学研究科修士課程学位論文審査並びに最終試験実施要項」に定めていますのでご参照ください。

・学位論文審査申請書（1部）

・学位論文（1部）

7. 修士論文の合否判定基準

工学研究科修士課程における修士論文の合否判定基準は、下記の項目です。

1. 研究の背景と位置付けが明確であること。

2. 研究の目的が明確であること。

3. 研究方法が適切に述べられていること。
4. 研究結果の解釈およびそれらから結論を導く過程が明確であること。
5. 修士論文としての体裁や形式が整っており、文献が適切に引用されていること。

8. 授業料について

授業料は本学学務規則の定めるところにより、所定の期日までに納付しなければなりません。詳しくは宮崎大学のホームページ(<https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/campus-life-info/school-and-admissionfee/>)をご覧ください。なお、授業料免除等の申請手続きについても、上記ホームページよりご確認ください。

9. 奨学金について

本学では、日本学生支援機構奨学金を始め、地方公共団体及び各種奨学金団体の奨学金を取り扱っております。詳しくは学び・学生支援機構学生支援課へ問い合わせるか、または、宮崎大学学び・学生支援機構のホームページ(<https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/campus-life-info/scholarship/>)をご覧ください。

大学院修士課程（令和6年度の実績）※日本学生支援機構

第一種 50,000 円, 88,000 円の中から選択

第二種 50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円の中から選択

10. 学生教育研究災害傷害保険(学研災)・学研災付帯賠償責任保険(学研賠)について

この保険は、学生の互助共済制度として、大学に在学する学生が正課中に被った種々の災害、または学校行事中、通学中、課外活動中及び学校施設内にいる間に被った災害を、救済するために設けられた補償制度です。大学院生は研究活動に携わりますので全員加入してください。また、加入手続きについては入学資料をご確認ください。

- ・学生教育研究災害傷害保険（学研災）保険料 2年間分 1,750 円
- ・学研災付帯賠償責任保険（学研賠）保険料 2年間分 680 円

11. 諸願届等の手続について

- (1) 入学時またはその後に届け出ている住所や電話番号、氏名、保証人等に変更が生じた場合は、教務・学生支援係に通知してください。
- (2) 休学・退学・復学等をするときは、所定の様式の用紙を教務・学生支援係から受け取り指導教員に申し出てください。
- (3) 学割、在学証明書、修了見込証明書、成績証明書等の交付を希望する場合は、証明書自動発行機（創立 330 記念交流会館）により交付が受けられます。

12. 教員免許状の取得について

入学時に高等学校教諭一種免許状（工業もしくは理科）の取得要件を満たしている者は、本研究科所定の単位を取得し修了することにより、高等学校教諭専修免許状（工業もしくは理科）の授与の可能性がありますので、早めに教務委員もしくは教務・学生支援係に照会してください。

「工業」免許状取得の場合、「工業」の開講科目の中から 24 単位以上の取得が必要です。

また、「理科」免許状取得の場合、「理科」の開講科目の中から24単位以上の取得が必要です。開講科目は次頁以降を参照してください。

なお、「工業」の一種免許状から「理科」の専修免許状を、また「理科」の一種免許状から「工業」の専修免許状を取得することはできません。あくまで、一種免許状と専修免許状の教科は同じものでなければならないことに留意してください。

宮崎県教育委員会への免許状申請手続きについては、10月上旬に掲示をもって通知しますので注意してください。

科目は変更になる場合があるので工学部教務・学生支援係事務室前の掲示板を確認すること。

「工業」及び「理科」の開講科目表

工 業		理 科	
開講科目	単位数	開講科目	単位数
ものづくりのための設計システム特論	2	有機合成化学	2
海岸環境工学特論	2	環境分析化学	2
水環境工学	2	光触媒化学	2
最終処分場設計論	2	生物環境化学	2
コンクリート工学特論	2	光機能化学	2
交通地盤工学	2	光化学反応論	2
光エネルギー応用工学	2	高分子材料化学	2
半導体評価技術	2	材料化学特論	2
アナログ集積回路	2	反応設計技術論	2
電離気体工学	2	薄膜結晶成長工学	2
画像処理論	2	光センシング工学	2
数値電磁界解析	2	半導体物性特論	2
材料力学特論	2	再生可能エネルギー論	2
熱力学特論	2	光量子工学特論	2
機械加工学特論	2	高エネルギー天文学	2
機械振動学特論	2	宇宙物理学特論	2
機能材料物性論	2	原子過程	2
無機材料化学特論	2	ハドロン物理学	2
自律移動システム	2	原子核物理学	2
ロボット工学特論	2	自然界における固有値問題	2
制御と回路の理論	2	物理的現象の数理解析	2
データ解析特論	2	数理生物学特論	2
オートマトン・言語理論・計算論特論	2	非線形科学概論	2
並列処理と機械学習特論	2	量子イメージング技術	2
情報ネットワーク特論	2	理論・計算化学特論	2
ソフトウェア工学特論	2	バイオベース材料化学特論	2
オペレーションズ・リサーチ特論	2	時空間ダイナミクスの数理	2
数理脳科学	2	分離機能化学とケモインフォマティクス	2
生体情報工学特論	2	先端情報半導体デバイス特論	2
知識情報処理特論	2	サーモインフォマティクス特論	2
		膜分離工学特論	2

コンピュータビジョン特論	2		
デジタル通信工学特論	2		
流域圏生態工学	2		
交通情報工学特論	2		
デジタルバイオメカニクス	2		
材料データ科学特論	2		
デジタル信号処理論	2		
知能センシングシステム	2		
計 38 科目	76	計 31 科目	62

開講科目表、講義内容

● 履修の方法について

専攻共通のエンジニアリングコミュニケーション（１単位）、工学マネジメントワーク（１単位）、工学専攻特別セミナー（２単位）、特別研究Ⅰ、Ⅱ（１０単位）及びコース必修科目（２単位）の計１６単位を必修とし、必修以外の専攻共通科目、農工連携科目、コース選択科目の中から１４単位以上、計３０単位以上を取得しなければなりません。

なお、コース選択科目から、所属コースの科目を最低４単位取得する必要があります。

	必修	選択
コース必修科目	2 単位	
専攻共通科目	1 4 単位	} 1 4 単位以上※
コース選択科目		
※所属コースの提供科目 から最低 4 単位以上		

I 専攻共通科目、コース必修科目、農工連携科目

【専攻共通科目】

科目の担当教員は変更になる場合がある

○印は必修単位数を示す

授業科目	開講時期・単位数				授業形態	担当教員	備考
	1 年次		2 年次			氏 名	
	前	後	前	後			
エンジニアリングコミュニケーション	①				演 習	担 当 教 員	
工学マネジメントワーク	①				演 習	担 当 教 員	
工学専攻特別セミナー	②				演 習	担 当 教 員	
インターンシップ	1				演 習	担 当 教 員	
長期インターンシップ	2				実験・実習	担 当 教 員	
技術経営とベンチャービジネス論	2				講 義	関 係 教 員	修了要件に 2 単位まで 認める
知的財産管理と技術者倫理	2				講 義	関 係 教 員	
MOT and Venture Business		2			講 義	関 係 教 員	
海外研究プレゼンテーション				2	演 習	担 当 教 員	
工学専攻特別研究Ⅰ	④				演 習	各 指 導 教 員	
工学専攻特別研究Ⅱ			⑥		演 習	各 指 導 教 員	

エンジニアリングコミュニケーション (Engineering Communication) 1 単位

自身の卒業研究の内容を学部学生に伝えるというミッションを課し、プレゼンテーションスキルの向上と客観的判断力を養成するため、3 名以上の院生によるグループ学習の後に実践学習を行い、エンジニアリングコミュニケーション能力を醸成する。

工学マネジメントワーク (Engineering Managements) 1 単位

実験・実習等の TA 業務を通じて知識・技術・経験を伝承するというミッションを課し、教員から受ける予行演習の後に、指導計画・工夫の実践とともに TA 活動方法の改善に取り組み、大学院生の知識・技術の定着と人材育成の経験を通じた工学マネージメント能力を醸成する。

工学専攻特別セミナー (Special Seminar) 2 単位

文献調査と発表報告をミッションとして課し、研究者倫理および研究倫理観の涵養と、自主学習・自己調査を繰り返すことによる課題探求能力やチャレンジスピリット等の研究者気質を養成する。

インターンシップ (Internship) 1 単位

1～4 週間、地方自治体、企業などで研修し、研修成果をレポートとして提出する。学生教育研究賠償責任保険加入が義務づけられている。

長期インターンシップ (Long-Term Internship) 2 単位

一般のインターンシップよりも長い期間（合計従事時間が 90 時間以上）にわたって、地方自治体、企業などで研修し、研修成果をレポートとして提出する。学生教育研究賠償責任保険加入が義務づけられている。

技術経営とベンチャービジネス論 (Management of Technology and Venture Businesses) 2 単位

産業経済活動のグローバル化の中で、工学・技術分野の大学院教育では、従来の工学専門教育にとどまらず、技術経営やベンチャービジネス等に関する学習を進めることは急務とされている。本講義では、科学技術と社会経済システムに関するセンスを磨き、起業家スピリットを持ち、地域経済や社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。これらの講義を通じて、技術者に求められるリーダーシップの重要性を理解し、積極性・主体性・責任感等を涵養する。

知的財産管理と技術者倫理 (Intellectual Property Management and Engineer's Morals) 2 単位

知的財産権（特許）について、初歩的な知識から流通に至る応用までを詳述する。さらに、技術者としてのモラルについても講義する。

MOT and Venture Business (MOT and Venture Business) 2 単位

This course explores the basis of Management of Technology (MOT) and Venture business. It introduces conceptual frameworks based on cutting-edge studies in corporate strategy and organization. The students will gain an in-depth understanding of how to develop strategies for managing technologies in their firms and how to apply managerial skills such as portfolio investment and quality control through case studies and group discussion.

本コースは技術経営とベンチャービジネスの学習を基本とするものである。経営戦略と企業組織の先端的研究成果を紹介しながら、技術経営に関する戦略の立案ばかりでなくグループディスカッションやケーススタディを通じて投資のポートフォリオ理論や品質管理など、経営技法の教育を英語で行う。

海外研究プレゼンテーション (Presentation skills for advanced study in English) 2 単位

国際会議等での口頭発表に必要なスキルや能力を養成するため、各指導教員の下、海外での留学経験や修士論文研究の内容などを、英語で口頭発表できるように指導する。本科目は国際的に通用する研究者の養成を目的としているため、農学工学総合研究科博士後期課程への進学希望者は原則として受講する。

工学専攻特別研究Ⅰ (Advanced Research I) 4 単位

各指導教員の下、その専門性に関連する具体的な課題を設定し、学習と研究を行う。適宜、教員と連絡を取り、研究指導を受ける。

工学専攻特別研究Ⅱ (Advanced Research II) 6 単位

工学専攻特別研究Ⅰで実施した研究の成果を踏まえ、研究を更に進める。2 年次後半には研究成果を修士論文としてまとめるとともにその内容を発表する。

【コース必修科目】

科目の担当教員は変更になる場合がある

○印は必修単位数を示す

授業科目	開講時期・単位数				授業形態	担当教員	備考
	1 年次		2 年次			氏 名	
	前	後	前	後			
(先端情報コース)							
社会ニーズに応じた先端情報特論	②				講 義	関 係 教 員	
(環境コース)							
環境システム工学特論	②				講 義	関 係 教 員	
(電気・半導体コース)							
電気・半導体特論	②				講 義	関 係 教 員	
(機械コース)							
ものづくりのための設計システム特論	②				講 義	教授 鄧 鋼	教職(工)

社会ニーズに応じた先端情報特論 (Advanced Information for Social Needs) 2 単位

社会実装をテーマとしたデータサイエンス・AI 技術を用いた DX 成功事例とその方法論を解説する。それにより、持続可能な融合社会を実現するためのデータ駆動意思決定システムが設計できる能力を養う。

環境システム工学特論 (Environmental System Engineering) 2 単位

環境と調和した機能物質や物質生産プロセス、水圏・地圏環境の保全・修復、ならびに都市・産業廃棄物の処理処分に関する考え方と先端的な要素技術を習得する。

電気・半導体特論 (Electrical and Semiconductor Sciences and Technologies) 2 単位

現代社会に必要不可欠である「電気」と「半導体」の科学と技術を、「物理」、「材料」、「制御」、「エネルギー」の分野の観点で学習し、自らの専門分野となる修士研究課題を様々な観点から大局的に俯瞰できる「専門応用能力」を涵養する。

ものづくりのための設計システム特論 (Innovation Technology and Process) 2 単位

新しい技術システムの開発と発明問題解決の思考のプロセスを紹介し、発明者と技術者に必要な素質の身につける手法を習得させるとともに、これまで学習した技術や知識ベースを確認しながらその活用について考えさせる。

【農工連携科目】

科目の担当教員は変更になる場合がある

授業科目	開講時期・単位数				授業形態	担当教員	備考
	1 年次		2 年次			氏 名	
	前	後	前	後			
生体分子機能化学特論	2				講 義	教 授 榊原 陽一 教 授 服部 秀美	農学研究科 開設科目
微生物機能開発学特論	2				講 義	教 授 吉田 直人 准教授 井上 謙吾 助 教 清 啓自	
食品栄養機能学特論		2			講 義	准教授 黒木 勝久 助 教 横山 大悟	
海洋微生物進化学特論 ※1		2			講 義	准教授 ウルバンチック ヘンリク カロル	
Advanced Soil and Water Engineering ※1	2				講 義	教 授 多炭 雅博	
Integrated Forage Production Management (IFPM) ※1・2		1			講 義	関 係 教 員 1	
Practice of Integrated Forage Production Management (PIFPM) ※1・2		1			演 習	関 係 教 員 2	

※1 講義は英語にて行う。

※2 両科目は補完し合う関係にあるため、同時に履修すること。

(IFPM and PIFPM should be taken at the same time (semester or quarter) as these courses complement each other.)

関係教員 1：石井・飛佐・井戸田・石垣・田中(秀)

(Ishii, Tobisa, Idota, Ishigaki, Tanaka.H)

関係教員 2：石井・飛佐・井戸田・新美・田中(秀)・権藤・安在・石垣

(Ishii, Tobisa, Idota, Niimi, Tanaka.H, Gondo, Anzai, Ishigaki)

生体分子機能化学特論 (Advanced Lecture on Biomolecular Function Chemistry) 2 単位

低分子生理活性物質からタンパク質および遺伝子に携わる研究者にとって必要な化学的基礎知識を学習し、さらに分析・評価技術、医療デバイス、再生医療に関して、基礎から最先端の技術まで幅広く学習する。

微生物機能開発学特論 (Advanced Applied Microbiology) 2 単位

微生物の秘めたる能力を発掘し、その遺伝子資源の活用法について理解を深める。また微生物機能の利用に関して、コメント力、考察力、問題解決能力を養う。

食品栄養機能学特論 (Advanced Lecture on Food and Nutrition) 2 単位

摂取した食品成分が生体内で効果を発揮する過程について、食品科学および生化学的アプローチから解説する。特に、代謝と腸内環境に関する最新の知見を含めて幅広く学習する。

海洋微生物進化学特論 (Evolution of Marine Microorganisms) 2 単位

海洋微生物の進化に焦点を当て、現在の研究における微生物進化の理解を教授する。学生は、英語の学術文献を読んで理解することが要求される。本授業は英語で行われる。

The course will provide students with an understanding of the current research in microbial evolution, focusing on the evolution of marine microorganisms. Students will be required to read and understand academic materials in English during the course. Japanese will not be used during the course.

Advanced Soil and Water Engineering 2 単位

This lecture covers the physical properties of soil and soil water, weather parameters, and the interaction. The final goal of this class is to make a simple soil water balance model for irrigation and agricultural water management using Microsoft Excel. The class is taught by English.

農業や自然環境にとって重要な水資源管理技術の修得を目指して、土壌中の水の保持や流れの仕組みや、降雨、蒸発等の気象の原理を概説し、土壌水分量や蒸発散量のモデル計算をします。英語での講義ですがレポート提出は日本語でも受け付けており、高度な英語能力は要求しません。

Integrated Forage Production Management 1 単位

This course aims to acquire the theories and expertise in grassland science which can be applied to multifaceted approaches to the management of grassland-based animal production systems across the world. Students are required to take this course together with PIFPM.

草地科学の各教育研究分野について、演習科目と密接に関連したオムニバス形式により、草地科学分野に関する多面的・国際的に展開できる理論と専門的技術について説明する。本科目と補完し合う関係にある Practice of Integrated Forage Production Management と同時に受講すること。

Practice of Integrated Forage Production Management 1 単位

This course aims to develop understanding of the importance and future prospects of grassland science research through the review of the literature and to master skills of solving problems involved in grassland agriculture through advanced practices, for stability and sustainability of animal production and safety of products as human foods. Students are required to take this course together with IFPM.

畜産草地科学、とりわけ草地科学領域の最近の研究を通して、研究の意義や今後の研究展開について理解を深め、演習により自ら問題解決を行う。本科目と補完し合う関係にある Integrated Forage Production Management と同時に受講すること。

Ⅱ コース選択科目

(先端情報コース)

科目の担当教員は変更になる場合がある

履修 モデル	授業科目	開講時期・単位数				授業形態	担当教員	備考
		1 年次		2 年次			氏 名	
		前	後	前	後			
融 合 情 報 モ デ ル	分離機能化学とケモインフォマティクス	2				講 義	教 授 大島 達也	教職(理)
	交通情報工学特論		2			講 義	准教授 嶋本 寛	教職(工)
	先端情報半導体デバイス特論		2			講 義	教 授 西岡 賢祐	教職(理)
	光センシング工学	2				講 義	教 授 荒井 昌和	教職(理)
	スマートエネルギーマネジメント特論	2				講 義	准教授 太田 靖之	
	デジタルバイオメカニクス		2			講 義	教 授 山子 剛	教職(工)
	材料データ科学特論	2				講 義	教 授 奥山 勇治	教職(工)
	デジタル信号処理論		2			講 義	教 授 田村 宏樹	教職(工)
	知能センシングシステム		2			講 義	教 授 川末紀功仁	教職(工)
	サーモインフォマティクス特論		2			講 義	准教授 永岡 章	教職(理)
	DX 社会実装論		2			講 義	特別教授 内 幸彦	
	DX 社会実装 PBL		2			講 義	担 当 教 員	
	GX 社会実装特論		2			講 義	特別教授 矢島大輔	
	GX 先端開発特論		2			講 義	特別教授 高本達也	
	光・熱エネルギー工学特論		2			講 義	准教授 佐藤 大輔	
情 報 通 信 モ デ ル	画像処理論		2			講 義	教 授 Thi Thi Zin	教職(工)
	自律移動システム	2				講 義	准教授 横道 政裕	教職(工)
	データ解析特論	2				講 義	教 授 廿日出 勇	教職(工)
	オートマトン・言語理論・計算論特論		2			講 義	教 授 坂本 真人	教職(工)
	並列処理と機械学習特論		2			講 義	教 授 山森 一人	教職(工)
	情報ネットワーク特論		2			講 義	教 授 岡崎 直宣 特別助教臼崎翔太郎	教職(工)
	ソフトウェア工学特論	2				講 義	教 授 片山 徹郎	教職(工)
	オペレーションズ・リサーチ特論	2				講 義	准教授 池田 諭	教職(工)

情報 報 通 信 モ デ ル	数理脳科学	2				講 義	准教授 伊達 章	教職(工)
	生体情報工学特論		2			講 義	准教授 青木 謙二	教職(工)
	知識情報処理特論	2				講 義	准教授 山場 久昭	教職(工)
	コンピュータビジョン特論	2				講 義	教 授 椋木 雅之	教職(工)
	デジタル通信工学特論	2				講 義	教 授 油田健太郎	教職(工)
	光通信デバイス工学		2			講 義	准教授 中 良弘	
	計算生物学特論		2			講 義	准教授 井上健太郎	
	医療データサイエンス特論		2			講 義	教 授 内山 良一	

分離機能化学とケモインフォマティクス

(Advanced Separation Chemistry and Chemoinformatics) 2単位

化学的物性差に基づいて金属イオンや生体分子等を高度に分離・認識する材料に求められる要件について、社会実装されている事例を示しながら錯体化学、分離工学、ホスト・ゲスト化学、界面化学などを背景に学際的に学習する。加えて、こうした材料開発におけるケモインフォマティクスの活用についてその基礎および応用を解説し、先端的な高度分離材料の開発について理解を深める。

交通情報工学特論 (Advanced Transportation and Informatics Engineering) 2単位

交通計画の意義や最新の交通政策を講述するとともに、需要推計手法、交通行動モデルおよび機械学習等を活用した最新の交通計画に関する手法論について学ぶ。

先端情報半導体デバイス特論 (Advanced Information Semiconductor Devices) 2単位

情報機器を支える半導体デバイス技術の基礎から応用までを講義する。半導体材料の製造方法やデバイスの作製工程を学び、また、開発から社会実装までの手法についても学ぶ。半導体デバイスについて、幅広い知識を得ることを目的とする。

光センシング工学 (Optical Sensing Engineering) 2単位

光を用いたセンサについて原理から応用まで周辺技術まで含め講義する。構成部品の要素技術を学んだあと、目的別応用例について、最先端のセンシング技術の紹介、現状の課題などを理解することを目的とする。

スマートエネルギーマネジメント特論 (Advanced Smart Energy Management) 2単位

電気エネルギーの発生および輸送を基礎とし、その中でも環境に配慮したエネルギーの活用方法やエネルギーマネジメントについて学習する。英語論文やレポートを活用し、最新の技術について議論する。

デジタルバイオメカニクス (Advanced Digital Biomechanics) 2単位

生体組織やそれを代替するバイオマテリアルの力学的な挙動や特性を概説する。医療機器開発において活用されている生体力学シミュレーションを紹介する。

材料データ科学特論 (Advanced Materials Informatics) 2単位

イオン伝導性材料を中心にその機能発現について結晶学、欠陥化学、平衡論、電気化学などの物理化学に基づき理解を深める。さらに機械学習による材料機能性予測についての手法について紹介する。

デジタル信号処理論 (Advanced Lecture on Digital Signal Processing) 2単位

信号を計測してデジタル信号に変換し、解析して処理を行うデジタル信号処理の基礎技術について講述する。本講義を通して、主に生体信号の信号処理を行うための基本的な技術およびニューラルネットワークの原理と応用について理解することを目的として講義する。

知能センシングシステム (Intelligent Sensing Systems) 2単位

カメラをセンサとした各種計測を行う方法について講述する。深層学習による物体認識と回帰問題を学習し、応用としてから非接触で対象の寸法の測定方法を習得する。1台のカメラを用いた二次元測定と複数台のカメラを用いた三次元測定方法の理解を含める。

サーモインフォマティクス特論 (Thermoinformatics) 2単位

熱を電気に変換する熱電変換を中心として、熱電変換の基礎(ゼーベック効果やペルチェ効果)、熱力学の基礎、熱エネルギーの現状、熱電変換材料開発(相図や結晶成長)について講義する。シミュレーションによる熱物性の計算やデバイスを設計する演習を行う。身近なエネルギーである熱の有効利用について理解する事を目標とする。

DX 社会実装論 (DX Social Implementation Methodology) 2単位

AI等を活用した企業でのDX実施のプロセスをAIによるデータ解析やその活用方法に関して、演習を取り入れながら実施し、必要となる関連技術を習得する。

DX 社会実装 PBL (Project Based Learning for DX Social Implementation) 2単位

AI等を活用した社会、公共、民間でのDXをメインの対象とし、社会実装を行うためのビジネスモデルの構築、デザイン思考、マネジメントなどをPBL形式にて行い、DXの設計・実装・運用の方法論を習得する。

GX 社会実装特論 (Advanced Lecture on GX Social Implementation) 2単位

GX技術はカーボンニュートラルの実現に不可欠であり、開発された技術をスムーズに社会実装に移行することが必要である。開発された技術の社会実装について、事例と共に習得する。

GX 先端開発特論 (Advanced Lecture on GX Cutting-Edge Development) 2単位

GX技術はカーボンニュートラルの実現に不可欠であり、さらなる高効率化や低コスト化が重要となる。GX技術の先端開発について事例を示しながら解説する。

光・熱エネルギー工学特論 (Advanced Opt-Thermal Engineering) 2単位

エネルギー・環境問題に関する話題を交えながら、光・熱エネルギーの基礎と応用技術について講義を行う。燃焼、熱ふく射、太陽光発電などに関する基礎およびそれらの利用技術について理解することを目標とする。

画像処理論 (Lecture on Image Processing) 2単位

コンピュータによるデジタル画像処理は、画像強調、特徴抽出、表示および符号化に大別される。前処理(基本的な画像処理)、一般物体認識、画像検索や人物抽出(背景差分)、行動解析などのテーマについて講述する。

自律移動システム (Intelligent Mobile Systems) 2 単位

外界からの情報をセンサにより受け取り自律的に環境中を移動するロボットを実現する上で必要となる諸技術について講述する。特に軌道計画・障害物回避、自己位置推定と環境地図生成において必要となる諸技術の習得を図る。

データ解析特論 (Advanced Lecture on Data Analysis) 2 単位

観察や実験で得られたデータを解析する手法について講義を行う。誤差解析、統計解析、線形及び非線形の最小二乗法、乱数生成とモンテカルロ法について、これらの理論を解説するとともに、実データを用いた演習を行い、応用力も養成する。

オートマトン・言語理論・計算論特論 (Advanced Lecture on Automata Theory, Languages, and Computation) 2 単位

オートマトン・言語理論・計算論に焦点を当てて、計算のメカニズムや計算の複雑さに関する基本的な概念について学ぶ。また、理論計算機科学の最先端の話題にも触れる。

並列処理と機械学習特論 (Advanced Lecture on Parallel Processing and Machine Learning) 2 単位

ディープラーニングを中心とした機械学習アルゴリズムの仕組みとその並列実装法について講義を行うとともに、MPI や OpenMP を利用して機械学習アルゴリズムを実際に実装・利用する演習を行う。

情報ネットワーク特論 (Advanced Lecture on Information Network) 2 単位

次世代情報ネットワークの構築に向けた、ネットワークの高機能化に関する技術について講義する。モバイルネットワーク、ネットワークセキュリティ、IP マルチキャスト、ネットワーク管理など。

ソフトウェア工学特論 (Advanced Lecture on Software Engineering) 2 単位

ソフトウェアの開発時に生じる諸問題を提示し、現在のソフトウェア工学が抱えている解決すべき課題と現在の研究での取り組みについて講義する。ソフトウェアの開発プロセスや、設計手法、品質と信頼性の向上について主に取り上げる。

オペレーションズ・リサーチ特論 (Advanced Lecture on Operations Research) 2 単位

最適化に関わる数理モデルの作り方とその解法について取り上げる。問題を解決するための指針とアルゴリズムについて事例に即して解説する。

数理脳科学 (Mathematical Neuroscience) 2 単位

数学的な理論から脳の仕組みがどのようにわかるのか、連想記憶・自己組織化・神経集団の興奮力学など、学習と認知にかかわる数理モデルについて、それらの情報処理能力を解説する。

生体情報工学特論 (Advanced Lecture on Biological Information Engineering) 2 単位

生体情報処理システムにおける、視覚や聴覚、嗅覚、味覚などの生体神経系の情報処理メカニズムや、その仕組みを知るための実験的手法、工学的手法について解説し、その応用について講義する。

知識情報処理特論 (Advanced Lecture on Information Processing for Intelligent Systems) 2 単位

非数値情報である知識を計算機上で取り扱うために必要な知識情報処理について、状態空間表現に基づく探索と記号論理学を講義するとともに、Lisp や Prolog を用いた実現方法を学ぶ。

コンピュータビジョン特論 (Advanced Lecture on Computer Vision) 2単位

両眼立体視、画像列からの3次元形状復元、陰影情報からの3次元形状復元といったコンピュータビジョンの各種手法を紹介する。さらに、これらの手法を実際にプログラミング言語で実装する実習を通じて、それらの動作原理や長所短所について理解を深める

デジタル通信工学特論 (Advanced Lecture on Digital Communication Engineering) 2単位

前半は、アナログ情報がデジタル情報に変換される仕組み、デジタル情報の変調と多重化方式について講義する。後半は、移動体通信で用いられるセルラ方式の詳しい仕組みについて講義する。

光通信デバイス工学 (Device Technology for Optical Communication) 2単位

光通信システムにおける送受信器、中継器内等で用いられる光集積回路デバイスの種類と機能について講述する。まず、光伝送路（導波路）の原理、特性を詳述し、その後、光受動素子（フィルタ、光スプリッタ等）および光能動素子（発光素子、受光素子、変調素子等）の動作原理、応用について講義する。

計算生物学特論 (Advanced Lecture on Computational Biology) 2単位

生物システムを理解するために様々な計算アルゴリズムが提案されている。本講義では、そのアルゴリズムと生物学的解釈について講義する。さらに、実際にプログラムを作成して利用することで理解を深める。

医療データサイエンス特論 (Advanced Medical Data Science) 2単位

近年、生体センシング技術が急速に進歩し、遺伝子や医療画像を用いたゲノム医療が進んでいる。本講義では、遺伝子・医療画像などのデータに内在する情報の構造を明らかにする方法を学び、疾患との関係性を可視化する。また、機械学習を用いて患者の現在の状態を診断する仕組みや、再発や至適治療法など患者の将来の状態を予測する方法について学ぶ。

(環境コース)

科目の担当教員は変更になる場合がある

履修 モデル	授業科目	開講時期・単位数				授業形態	担当教員	備考
		1 年次		2 年次			氏 名	
		前	後	前	後			
応 用 物 質 化 学 モ デ ル	有機合成化学	2				講 義	准教授 菅本 和寛	教職(理)
	環境分析化学		2			講 義	准教授 大柴 薫	教職(理)
	光触媒化学		2			講 義	教 授 白上 努	教職(理)
	生物環境化学		2			講 義	准教授 廣瀬 遵	教職(理)
	光機能化学	2				講 義	教 授 白上 努	教職(理)
	光化学反応論		2			講 義	准教授 鍋谷 悠	教職(理)
	高分子材料化学	2				講 義	准教授 松本 仁	教職(理)
	材料化学特論		2			講 義	教 授 酒井 剛	教職(理)
	反応設計技術論		2			講 義	准教授 松根 英樹	教職(理)
	理論・計算化学特論		2			講 義	准教授 宇都 卓也	教職(理)
	バイオベース材料化学特論		2			講 義	教 授 井澤 浩則	教職(理)
	機能材料物性論	2				講 義	教 授 酒井 剛	教職(工)
	無機材料化学特論		2			講 義	准教授 松永 直樹	教職(工)
	膜分離工学特論		2			講 義	准教授 稲田 飛鳥	教職(理)
土 木 モ デ ル	構造力学特論		2			講 義	教 授 森田 千尋	
	地盤工学特論		2			講 義	教 授 末次 大輔	
	海岸環境工学特論	2				講 義	教 授 村上 啓介	教職(工)
	水環境工学		2			講 義	教 授 鈴木 祥広	教職(工)
	最終処分場設計論	2				講 義	教 授 土手 裕	教職(工)
	廃棄物循環資源学特論	2				講 義	准教授 関戸 知雄	
	コンクリート工学特論		2			講 義	准教授 李 春鶴	教職(工)
	環境防災水理学特論		2			講 義	教 授 入江 光輝	
	交通地盤工学	2				講 義	准教授 福林 良典	教職(工)
	流域圏生態工学	2				講 義	准教授 糠澤 桂	教職(工)

有機合成化学 (Synthetic Organic Chemistry) 2 単位

学部で習った有機化学の反応メカニズムを復習し、学部で習っていないラジカル反応、協奏反応の反応メカニズムを理解する。また、環境調和型有機合成反応について学ぶ。さらに、環境調和型有機合成反応の最近の報告例をグループで調査し、データをまとめ、プレゼンテーションを行う。グループワークなどのアクティブラーニングを行う。

環境分析化学 (Environmental Analytical Chemistry) 2 単位

地球環境の観点から、分析化学が地球環境を保全する際に重要な役割を担っていることを認識させる。さまざまな物質から引き起こされる環境問題を正しく理解するために、分析化学および溶液化学の知識や、分析方法などの手法を修得させる。さらに大気、水、土壌環境の分析への応用についての基本事項を説明する。

光触媒化学 (Photocatalytic Chemistry) 2 単位

光触媒化学は光エネルギー利用の観点から、本多、藤嶋効果の発見を契機に展開された重要な学問領域である。本講義では有機化合物、金属錯体、半導体を利用した光触媒反応の典型例を紹介し、さらに有効な光エネルギー変換系である人工光合成の基本的な原理の解説を通して、蓄積型の化石燃料及び非蓄積型の太陽エネルギーの特性や有限性及びその利用などについて理解させる。

生物環境化学 (Environmental Chemistry) 2 単位

環境と生物の相互作用の例として、人体や環境中の微生物が行う各種有害物質の代謝について学習する。また、生物は外部環境の変化に対応して適応により新規な代謝機能を獲得してきたことを理解する。さらに、生物とそれを取り巻く地球環境の現状と課題についての考察を通して、学習した内容を環境保全や製品開発などに応用できる素養を身につける。

光機能化学 (Organic Photochemistry) 2 単位

光エネルギーと物質との相互作用を理解するために光の性質、および物質の電子構造、立体構造、および物質間の相互作用についての知識を身につけることを目的とする。また、光反応を利用した工業的プロセスを理解する上で速度論を学習する。さらに光機能分子を用いる技術が環境保全に非常に役に立っていることを紹介する。

光化学反応論 (Photo-Reaction Chemistry) 2 単位

光化学反応の基礎的知識の理解は、近年、重要視されている太陽電池や人工光合成等の光エネルギー変換への応用展開を図るうえでは極めて重要である。本講義では物質と光の相互作用および有機化合物、金属錯体の光化学反応を中心に解説することで、光化学反応の基礎を理解することを目的とする。

高分子材料化学 (Polymer Materials Chemistry) 2 単位

高分子材料は、金属、セラミック材料と並ぶ工業材料であり、日常生活から各産業に至る幅広い分野において利用されている。本講義では、高分子材料について理解するため、合成方法や性質、種類と用途に関する知識を身につけることを目的とする。また、電子・光機能に関する応用技術について、その背景となる理論を学び、いくつかの電子・光機能材料に関する理解を深める。

材料化学特論 (Advanced Materials Chemistry) 2 単位

学部での無機化学Ⅰ、無機化学Ⅱ、無機材料化学、分析化学等の内容を基礎として包括的な復習を行うとともに、大学院で必要な発展的内容について講義する。

反応設計技術論 (Reaction Design and Technology) 2 単位

多段階の複合化学反応の速度が濃度、温度、触媒などの影響を受けることを代表的な事例を通して学習し、複合反応の反応機構解析ならびに反応場の設計に関する知識を学習する。また、均一系および不均一系、自触媒系の化学反応について複合反応の反応速度と化学平衡に関する具体的な解析事例を通して、反応機構の速度論的解析手法を理解し、演習問題により問題解決への応用力を養う。

理論・計算化学特論 (Advanced Theoretical and Computational Chemistry) 2 単位

計算機シミュレーションによって物質科学の諸問題を取扱う理論・計算化学は、情報技術の飛躍的な発展に伴って、解析可能な分子系が急激に広がっている重要な学問分野である。本講義では、分子シミュレーションの方法と背景理論を概説し、様々な解析事例の紹介を通して、立体構造や分子間相互作用、統計集団に基づいた物質の微視的理解を深化させる。さらに、分子モデリングと機械学習の連携による予測に関する最近の動向と技術的課題を解説する。

バイオベース材料化学特論 (Advanced chemistry of biobased materials) 2 単位

化石資源の枯渇、大気中の二酸化炭素の増加、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、地球環境は人類の経済発展とそれに伴う化石資源の活用の代償として危機的な状況にある。本講義では、持続性社会を目指すものづくりのための基礎知識の習得を目指し、バイオマス資源を原料に用いてつくられるバイオベースポリマー（バイオプラスチック）や酵素触媒を用いるポリマー合成について講義する。

機能材料物性論 (Theory of Functional Materials) 2 単位

環境やエネルギー分野に用いられる金属酸化物半導体や固体電解質などの機能性無機固体材料を中心に基礎物性から応用分野まで解説する。化学センサや二次電池・燃料電池等の実際のデバイスおよびシステムにおける機能性材料の役割と課題および今後の展望について講義する。

無機材料化学特論 (Advanced Inorganic Materials Chemistry) 2 単位

無機材料の電気的、磁氣的及び光学的性質を結晶構造と電子構造論に基づいて講義するとともに、構造と物性の評価法、燃料電池等の先端技術についても解説する。

膜分離工学特論 (Advanced Membrane Separation Engineering) 2 単位

膜分離工学は日常生活から工業生産プロセスに至るまで、非常に幅広い分野で応用されている極めて重要な学問分野である。本講義では、「膜とは何か」から始まり、分離膜の種類や製法、膜分離法の特徴、膜分離プロセスを身近な例を通して概説し、膜分離の基礎を理解することを目的とする。

構造力学特論 (Advanced Structural Analysis) 2 単位

土木分野における構造物の構造要素について学ぶ必要性を理解させ、構造力学の解析基礎を理解し、構造部材の構造特性を解析・評価し、応用上の問題点について議論する。

地盤工学特論 (Advanced Geotechnical Engineering) 2 単位

土のせん断強さや破壊を中心として、限界状態理論に基づき地盤の設計に必要な土の特性について講義する。また、地盤を安定化させるための方法、ならびに地盤工学分野で使用されるリサイクル材料の工学的特徴と使用の際の問題点を学ぶ。

海岸環境工学特論 (Advanced Coastal Engineering) 2 単位

水面波の理論と、それにもとづいた浅海域での波浪変形、波運動の非線形性に伴う諸現象に関する講義をおこなう。また、沿岸域での災害や沿岸過程について述べ、海岸侵食及びその保全対策に関して講義をおこなう。

水環境工学 (Water Environmental Engineering) 2 単位

水環境における複雑な系を理解させ、環境保全および水質浄化に関する要素技術を習得する。加えて、水質特性の評価・解析のための測定技術の応用を体得させる。

最終処分場設計論 (Waste Landfill Site Construction and Management) 2 単位

持続可能な発展のなかでの最終処分場が占める役割、最終処分場の概要、最終処分場建設のための事前調査、施設設計について学ぶ。

廃棄物循環資源学特論 (Advanced Material Recycle and Waste Management) 2 単位

廃棄物の発生から資源化および最終処分までの流れについて講述する。また、廃棄物を資源として循環利用する際の環境負荷に対する考え方とその保全技術について学ぶ。

コンクリート工学特論 (Advanced Concrete Engineering) 2 単位

フレッシュコンクリートの特性ならびに硬化コンクリートの強度や乾燥収縮、クリープ、ひびわれなどの力学特性を論ずるとともに、コンクリートの劣化要因と水密性や耐久性との関連について講義を行う。

環境防災水理学特論 (Environmental and Disaster Management Hydraulics) 2 単位

水の流れは土砂、流木、栄養塩、有害物質など様々な浮遊物質と溶存物質を輸送し、災害や環境問題を生じさせる。本講義では流れによる物質輸送の基礎的な解析方法について学ぶとともに、防災と環境保全の観点からその応用について議論する。

交通地盤工学 (Transportation Geotechnics) 2 単位

道路・鉄道・空港など特有の交通活荷重作用下にある交通インフラの設計・施工、維持管理、性能評価、構造・材料、省力化・防災減災技術、試験法・調査技術等について講義する。国内外の交通インフラ整備事例を取り上げ、地盤工学の理論の実務的課題解決への応用を学ぶ。

流域圏生態工学 (Watershed Ecological Engineering) 2 単位

流域圏における生態系の特徴や機能について理解すると共に、生態工学的アプローチによって、持続可能かつ自然と共生可能な社会を実現するための概説的・実践的な知識を習得することを目的とする。

(電気・半導体コース)

科目の担当教員は変更になる場合がある

履修モデル	授業科目	開講時期・単位数				授業形態	担当教員	備考
		1 年次		2 年次			氏 名	
		前	後	前	後			
電気電子モデル	再生可能エネルギー論		2			講 義	教 授 吉野 賢二	教職(理)
	光エネルギー応用工学	2				講 義	准教授 甲藤 正人	教職(工)
	アナログ集積回路	2				講 義	教 授 淡野 公一	教職(工)
	電離気体工学	2				講 義	教 授 迫田 達也 特別助教 May Thin Khaing	教職(工)
	数値電磁界解析	2				講 義	教 授 武居 周	教職(工)
	光量子エレクトロニクス		2			講 義	准教授 加来 昌典	
	制御と回路の理論		2			講 義	教 授 穂高 一条 助 教 平田 拓也	教職(工)
	相界面設計科学特論		2			講 義	准教授 東 智弘	
半導体サイエンスモデル	薄膜結晶成長工学		2			講 義	准教授 鈴木 秀俊	教職(理)
	半導体物性特論		2			講 義	教 授 福山 敦彦	教職(理)
	光量子工学特論	2				講 義	助 教 亀山 晃弘	教職(理)
	半導体評価技術		2			講 義	准教授 境 健太郎	教職(工)
	高エネルギー天文学	2				講 義	教 授 山内 誠	教職(理)
	宇宙物理学特論		2			講 義	教 授 森 浩二	教職(理)
	原子過程		2			講 義	教 授 五十嵐明則	教職(理)
	ハドロン物理学		2			講 義	教 授 松田 達郎	教職(理)
	原子核物理学	2				講 義	准教授 前田 幸重	教職(理)
	量子イメージング技術		2			講 義	准教授 武田 彩希	教職(理)
	半導体産業特論		2			講 義	教 授 福山 敦彦	
応用数学モデル	自然界における固有値問題	2				講 義	教 授 飯田 雅人	教職(理)
	物理的現象の数理解析		2			講 義	准教授 梅原 守道	教職(理)
	数理生物学特論		2			講 義	教 授 今 隆助	教職(理)
	非線形科学概論	2				講 義	教 授 出原 浩史	教職(理)
	時空間ダイナミクスの数理	2				講 義	准教授 小林 俊介	教職(理)

再生可能エネルギー論 (Study of renewable energy) 2 単位

風力、水力、地熱、太陽光発電などの再生可能エネルギーの基本的原理や利用技術について講義する。さらに世界のエネルギー事情や開発現状について論述する。

光エネルギー応用工学 (Photonics and Electronics) 2 単位

光と物質との相互作用を基に、マイクロマシンなどを狙ったナノスケールでの光加工や表面改質技術への展開を念頭において講義する。特に、光の基礎物理ならびに光技術においてキーデバイスとなるレーザーに重点をおいて講義する。

アナログ集積回路 (Advanced Analog Integrated Circuits) 2 単位

近年の集積回路は、ディジタルのみならずアナログ回路も同一チップ上に作り込まれている。本講義では、そのアナログ回路に着目し、CMOS プロセスで実現される種々のアナログ回路の構成法と最新の技術について講述する。

電離気体工学 (Ionized Gas Engineering) 2 単位

電離気体は、気相の原子や分子が電子とイオンに電離した状態であり、常温気体に比べて高いエネルギー状態となっている。本講義では、電離気体を構成する粒子間の衝突現象、輸送現象について学習した後、電力設備で発生する放電現象について理解し、修得する。

数値電磁界解析 (Numerical Electromagnetic Field Analysis) 2 単位

数値電磁界解析は、今日の電気・電子機器設計において日常的に用いられている。本講義を通じて、数値電磁界解析を理解し正しく利用する際に不可欠な各種技術を習得する。数値解析手法として、その代表である有限要素法について取り上げ、物理学・数学的背景からプログラミング技法までを深く習得し、実際のものづくりにおいて十分に活用可能な知識・技術を身につける。

光量子エレクトロニクス (Optical and quantum electronics) 2 単位

半古典的量子論による光と物質の相互作用をもとにしてレーザーの基本的な動作原理について講義する。また各種レーザーの発振機構、および特徴について解説し、それらレーザーのエネルギー応用技術について紹介する。

制御と回路の理論 (Theory of Control and Circuit) 2 単位

電子回路のシミュレーションを通じて制御理論の基礎を修得する。(キーワード: SPICE, フィードバック) (授業形態: 講義、アクティブ・ラーニング)

相界面設計科学特論 (Advanced Photo- and Electrocatalysis) 2 単位

異なる物質相（固体、液体、気体）間で形成される特異な電子状態に焦点を当て、その設計技術と界面現象について解説する。この講義では、相界面を活用したエネルギー変換、物質変換、およびセンシングデバイスの応用技術を紹介する。

薄膜結晶成長工学 (Thin Film Crystal Growth) 2 単位

半導体結晶の薄膜をナノスケールで堆積しデバイス化する手法とその物理に関して、太陽電池等の実際のデバイス構造への応用を紹介しながら概説する。

半導体物性特論 (Advanced Semiconductor Engineering) 2 単位

半導体材料の電氣的・光学的特性について講義する。特に、現在主流のシリコンのみならず、次世代デバイス材料として期待されるガリウムヒ素やガリウム窒化物の物性について、その応用例とともに講義する。

光量子工学特論 (Optical and quantum Engineering) 2 単位

光量子エレクトロニクスを理解する上で欠かせない物理現象やその応用技術について講義する。特に光ファイバーを伝搬する光波の特性や、それを利用したデバイス応用について詳述する。

半導体評価技術 (Semiconductor Characterization Techniques) 2 単位

豊かな現代社会を支える工業製品には今や半導体素子を使っていないものはないといっても過言ではない。このような半導体デバイスの新たな開発には、材料開発からデバイスの完成に至るまでの様々な段階でその物性評価が必要となる。本講義では半導体物性を基礎として、半導体デバイス開発において必要な①電子線及び X 線を用いた構造評価技術、②電氣的評価技術、③光学的評価技術についての知識を習得する。

高エネルギー天文学 (High Energy Astronomy) 2 単位

主にブラックホール周辺における高エネルギー現象、およびそれによって生成される高エネルギー放射について、観測事実をもとに講義する。

宇宙物理学特論 (Astrophysical Concepts) 2 単位

宇宙物理学における最新の観測結果を紹介しながら、その基礎物理過程を講義する。さらに、現在稼働中もしくは将来稼働予定の観測機器の物理原理について解説する。

原子過程 (Atomic processes) 2 単位

量子力学の復習から始め、簡単な原子の構造、それらと光・荷電粒子との相互作用、断面積の近似計算について講義する。

ハドロン物理学 (Hadron Physics) 2 単位

あらゆる物質はクォーク・核子・中間子→原子核→原子という階層構造を取りながら、構成されている。特にクォークが結合してできた核子や中間子などの強い相互作用をする粒子は総称としてハドロンと呼ばれている。本講義では、クォーク及び強い相互作用の性質及びこれらの結合体としてのハドロンの分類、構造、物性について理論及び実験的側面から講義する。

原子核物理学 (Nuclear Physics) 2 単位

原子核の基本的な性質、構造と安定性、励起機構と崩壊過程、核子間相互作用、及び核エネルギーとその利用について講義する。核分裂や核融合過程と環境への影響についても解説する。

量子イメージング技術 (Quantum Imaging Thecnology) 2 単位

様々な量子ビーム(可視光、X 線、電子線、荷電粒子等)を可視化するイメージング技術を講義する。特に、量子と物質の相互作用、および、物理計測システムによるデータ処理技術を解説する。

半導体産業特論 (Special Lecture on Semiconductor Industry) 2 単位

九州全体において半導体関連産業への投資が活発化しており人材育成が急務である。本講義は「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」と協力し、県内の半導体関連企業の技術者を講師として招聘し、関連産業および県内企業の業務内容について理解を深めてもらうことを目的とする。

自然界における固有値問題 (Eigenvalue Problems Appearing in Nature) 2 単位

物理・化学・生命および工学に関わる諸現象のからくりを数理モデルによって明らかにする話題の一つとして、拡散を取り上げる。基本的な事実「拡散は均一化を促す」の根拠を数理的に明らかにするとともに、「拡散が不均一化を促す」可能性についても解説する。解析手段として、固有値・固有ベクトルを応用する。

物理的現象の数理解析 (Mathematical Analysis of Physical Phenomena) 2 単位

物理的現象の多くは微分方程式を用いて記述される。本講義では具体的な微分方程式を題材に、現象を数学的に解析する手法についての入門的な解説を行う。

数理生物学特論 (Advanced Mathematical Biology) 2 単位

生物現象の理解には、数理モデル解析が欠かせない。本講義では、生物現象を科学的に理解するため、数理生態学に登場する具体的な数理モデルを通して、数理モデル化や、その解析手法、そして解析結果の解釈の仕方を学ぶ。

非線形科学概論 (Elements of Nonlinear Science) 2 単位

我々の身の回りで生じる様々な自然現象を例に挙げ、その現象が生じる仕組みを数理モデルの導出とその解析という立場から講義する。

時空間ダイナミクスの数理 (Mathematics of Spatio-Temporal Dynamics) 2 単位

世の中に溢れる自然現象や社会現象、例えば動物の表皮や砂丘、熱対流、雪の結晶、交通流、ホタルの発光現象などには、多種多様な時空間ダイナミクスが観測される。本講義では、こうした様々な現象の理解へ向けた数理的発想や解析手法の習得を目標とする。より具体的には、微分方程式や離散方程式として現象を定式化できることを紹介しつつ、数理モデルを解析するための微分方程式論・力学系理論・数値解析学などの基礎知識を講義する。また、実際の現象と数値シミュレーション結果なども併せて紹介し、数理科学が実社会へどのように活かされているかを紹介する。

(機械コース)

科目の担当教員は変更になる場合がある

履修モデル	授業科目	開講時期・単位数				授業形態	担当教員	備考
		1 年次		2 年次			氏 名	
		前	後	前	後			
機械工学モデル	材料力学特論		2			講 義	教 授 河村 隆介	教職(工)
	熱力学特論	2				講 義	教 授 長瀬 慶紀	教職(工)
	機械加工学特論	2				講 義	准教授 大西 修	教職(工)
	機械振動学特論	2				講 義	准教授 盆子原康博	教職(工)
	生体流体力学特論		2			講 義	准教授 宮内 優	
	ロボットメカトロニクス特論	2				講 義	准教授 舩屋 賢	
	ロボット工学特論		2			講 義	准教授 李 根浩	教職(工)

材料力学特論 (Advanced Strength of Materials) 2単位

機械や構造物の設計に必要な弾性理論に基づく解析手法や計算機シミュレーションの手法の理論とそれらの応用について講述する。

熱力学特論 (Advanced Course of Thermodynamics) 2単位

熱移動の具体的な計測・解析方法を講述し、熱力学の知識を深める。さらに、熱移動の数学的な解析方法についても講述する。

機械加工学特論 (Machining Processes) 2単位

工作機械の駆動機構、工作機械の構造と構成要素、工作機械の制御、各種工作機械、各種加工法などのテーマについて学習する。

機械振動学特論 (Advanced Mechanical Vibrations) 2単位

多自由度振動系に対する数値計算法、非線形振動系に対する数値計算法および安定判別法、および自励振動現象の特徴と対策法などについて講述する。

生体流体力学特論 (Advanced Biofluid Dynamics) 2単位

血液循環器系を対象に生体内の流動現象とその数理モデリングを流体力学側面および生理学側面から講述する。さらに演習を通してプログラミングと流動現象に対する数値解析を学習する。

ロボットメカトロニクス特論 (Advanced Robot Mechatronics) 2単位

人工筋肉を含むアクチュエータ技術や、ソフトセンサを含むセンサ技術、パラレルメカニズムを含む機構技術など、ロボットに利用されるメカトロニクス技術について、近年の研究事例を交えて講義を行う。

ロボット工学特論 (Advanced Robotics) 2 単位

運動学と動力学に基づく、ロボットの動作制御問題に取り組むための知識と手法について講述する。また、現在の国内外のロボティクスに関する研究情報を収集し、ロボット技術のトレンドを把握し、視野を広げることを目標とする。

○宮崎大学学務規則

平成16年4月1日
制定

改正 平成17年3月30日
平成17年5月26日
平成17年10月27日
平成17年12月22日
平成18年3月23日
平成19年3月22日
平成20年1月24日
平成20年3月27日
平成20年12月26日
平成21年2月26日
平成22年3月25日
平成22年11月25日
平成24年3月22日
平成24年5月24日
平成25年4月25日
平成26年3月27日
平成27年3月26日
平成28年2月26日
平成28年3月25日
平成29年3月23日
平成30年2月22日
平成31年2月28日
令和元年9月26日
令和元年11月28日
令和2年2月27日
令和2年9月24日
令和3年1月28日
令和3年12月23日
令和5年1月26日
令和6年2月22日
令和7年2月27日

目次

第1章 学部

- 第1節 学部、学科又は課程の目的等（第1条・第1条の2）
- 第2節 収容定員（第1条の3）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第2条—第4条）
- 第4節 修業年限及び在学期間（第5条・第6条）
- 第5節 入学（第7条—第13条）
- 第6節 教育課程、履修方法及び教員免許状（第14条—第29条）
- 第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍（第30条—第37条）
- 第8節 卒業及び学位（第38条—第40条）
- 第9節 賞罰（第41条・第42条）
- 第10節 厚生施設（第43条）
- 第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第44条—第47条）
- 第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第48条—第59条）

第2章 大学院

- 第1節 課程等の目的（第60条・第60条の2）

- 第2節 収容定員等（第61条・第61条の2）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第62条）
- 第4節 修業年限及び在学期間（第63条・第64条）
- 第5節 入学（第65条―第69条）
- 第6節 教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状（第70条―第79条）
- 第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍（第80条―第83条）
- 第8節 学位（第84条・第85条）
- 第9節 賞罰（第86条）
- 第10節 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生（第87条―第89条）
- 第11節 検定料、入学料及び授業料（第90条）
- 第12節 雑則（第91条）

第3章 別科

- 第1節 収容定員（第92条）
- 第2節 学年、学期及び休業日（第93条）
- 第3節 修業年限及び在学期間（第94条・第95条）
- 第4節 入学（第96条―第101条）
- 第5節 履修方法等（第102条・第103条）
- 第6節 休学、復学、退学及び除籍（第104条・第105条）
- 第7節 修了（第106条）
- 第8節 賞罰（第107条）
- 第9節 検定料、入学料及び授業料（第108条）
- 第10節 雑則（第109条）

附則

第1章 学部

第1節 学部、学科又は課程の目的等

（学部、学科又は課程の目的等）

- 第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）に置く学部、学科又は課程は、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定め、公表するものとする。
- 2 前項の目的は、各学部において別に定める。

（方針）

- 第1条の2 本学は、国立大学法人宮崎大学基本規則（以下「基本規則」という。）第2条に定める目的及び使命並びに学部及び学科又は課程等の教育上の目的を踏まえて、本学、学部及び学科又は課程ごとに、次に掲げる方針を定めるものとする。
- (1) 卒業認定・学位授与に関する方針
 - (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - (3) 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に、特に意を用いなければならない。

第2節 収容定員

（収容定員）

- 第1条の3 本学に置く学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	入学定員	収容定員
----	-------	------	------

教育学部	学校教育課程	140	560
	計	140	560
医学部	医学科	100	600
	看護学科	60	240
	計	160	840
工学部	工学科	370(10)	1,480(20)
	計	370(10)	1,480(20)
農学部	農学科	235	940
	獣医学科	30	180
	計	265	1,120
地域資源創成学部	地域資源創成学科	90	360
	計	90	360
合計		1,025(10)	4,360(20)

備考 () 書きは、第3年次編入学定員分で外数である。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第3条 学年を、前学期及び後学期の2学期に分け、前学期を4月1日から9月30日まで、後学期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分け、前学期の前半を第1期、後半を第2期、後学期の前半を第3期、後半を第4期とすることができる。

(休業日)

第4条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業
- 2 前項第3号から第5号までの期間については、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、必要があると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第4節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科においては6年とする。

(在学期間)

第6条 学生の在学期間は、前条に規定する修業年限の2倍の期間を超えることはできない。ただし、医学部医学科においては第1年次及び第2年次を通算して4年、第3年次から第6年次を通算して8年を超えることはできない。

2 第13条第1項の規定により入学した学生の在学期間は、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍の期間を超えることはできない。

第5節 入学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第9条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、願出なければならない。

(合格者の決定)

第10条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会（基本規則第48条で定める教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、合格者を決定する。

(入学の手続)

第11条 前条の規定による合格者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第12条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第13条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第36条若しくは第37条第3号から第5号までの一の規定により本学の一学部を退学し、又は除籍された者で、当該学部に戻入学を願い出た者
- (2) 大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願い出た者

- (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を願い出た者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）で、編入学を願い出た者
 - (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定に該当する者で、編入学を願い出た者
 - (6) 他の大学に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の議を経て学部長が決定する。
- 3 第9条、第11条及び前条の規定は、第1項の規定により入学する者にこれを準用する。

第6節 教育課程、履修方法及び教員免許状

（教育課程の編成方針）

- 第14条 本学は、基本規則第2条に定める目的及び使命並びに各学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、第1条の2に定める方針に基づき必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう適切に配慮するものとする。

（連携開設科目）

- 第14条の2 本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を本学において開設したものとみなすことができる。

（連携開設科目に係る単位の認定）

- 第14条の3 本学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
- 2 前項において修得したものとみなす単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

（授業科目及び履修方法等）

- 第15条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により柔軟に行うものとする。
- 2 本学で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

- 第15条の2 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができる。
- 第15条の3 本学は、学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 2 本学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

（単位の修得）

- 第16条 学生は、別に定めるところにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
- 3 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（他学部等の授業科目の履修）

第17条 学生は、別に定めるところにより他の学部又は所属する学部の他の学科・課程の授業科目を履修することができる。

（教員免許状授与の所要資格取得のための履修等）

第18条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

区分		教員免許状の種類	免許教科
教育学部	学校教育課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	理科、工業、情報
農学部	農学科	高等学校教諭一種免許状	理科、農業、水産

（他の大学等における授業科目の履修等）

第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により、他の大学等で履修した期間は、本学の修業年限に算入する。
- 4 前2項の規定は、第35条の規定により学生が外国の大学及び短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

（休学期間中の外国の大学等における学修）

第20条 教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が休学期間中に外国の大学等の授業科目を履修し、修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第22条 教育上有益と認めるときは、第12条の規定により本学に入学した者が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学入学後の本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条に規定する学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第13条に規定する再入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第2項及び第20条並びに前条に規定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する授業科目及び単位の認定に係る手続等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業科目の授業期間)

第25条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週又は各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業科目の成績)

第26条 授業科目を履修した学生に対しては、別に定めるところによりレポート等も含めた多様な成績評価を行う。

(成績評価基準等の明示等)

第26条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第37条第4号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

(遠隔授業による修得単位)

第28条 第15条第2項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあつては、別に定める。

(委任規定)

第29条 本節に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第30条 疾病その他止むを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 学部長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学部長の許可を得て、1年を超えない範囲内において休学期間を延長することができる。なお、当該延長に係る期間が満了する場合において、これを更に延長しようとするときも同様とする。

2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科にあつては通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第32条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

2 第30条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

(転学部、転学科及び転課程)

第33条 学生が、他の学部へ転学部の志願しようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学生が、その所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により転学部、転学科又は転課程をする者に、これを準用する。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第34条 学生が、他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

(留学)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生を外国の大学等に留学させることができる。

2 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第36条 学生が、退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、これを除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第31条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 第49条第3項から第5項に規定する納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあつては、その超えることとなる日の前日）までに納付しない者
- (5) 行方不明の届出があつた者

第8節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第38条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限（第13条第1項の規定により入学した者にあつては、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数（医学部医学科にあつては授業時間数を含む。）を修得し、かつ、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

(卒業証書・学位記の授与)

第39条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第40条 卒業の認定を受けた者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学部	学士（教育学）
医学部医学科	学士（医学）
医学部看護学科	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
農学部（獣医学科を除く。）	学士（農学）
農学部獣医学科	学士（獣医学）
地域資源創成学部	学士（地域資源創成学）

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に価する行為があつた学生は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第42条 この規則その他本学の諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。
- 5 懲戒の手続については、別に定める。

第10節 厚生施設

(学生寄宿舍及び国際交流宿舎)

第43条 本学に、学生寄宿舍及び国際交流宿舎を置く。

2 学生寄宿舍及び国際交流宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学等の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学若しくは短期大学又は外国の大学等との協議に基づき、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第15条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第48条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(入学料)

第49条 入学料は、入学を許可するものとしての通知を行い、本学所定の入学手続をするときまでに徴収する。

2 所定の期日までに、入学料を納付しない者（入学料の免除申請書又は徴収猶予申請書を受理された者を除く。）は、入学を許可しない。

3 入学料の免除の不許可及び半額免除の許可になった者については、免除の不許可及び半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

4 入学料の徴収猶予の不許可になった者については、徴収猶予の不許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

5 入学料の徴収猶予の許可になった者については、徴収猶予期間経過後14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第50条 特別な事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、入学料を免除し、あるいは徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(授業料)

第51条 授業料は、次に定める前期及び後期の2期に区分し、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期 4月から9月までの分 4月30日まで

後期 10月から翌年3月までの分 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料)

第52条 授業料の納入期限までに休学を許可され若しくは休学を命ぜられ又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可され若しくは休学を命ぜられた場合は、月割計算により休学当月の翌月から(ただし、月の初日から休学期間が開始する場合は、休学の当月から)復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 前期又は後期の中途において、復学した者の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学した月から当該期末までの月数を乗じた額とし、復学の日の属する月に徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第53条 学年の途中で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する予定の月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に徴収する。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学等及び停学の場合の授業料)

第54条 前期又は後期の中途において、退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

ただし、第37条第3号から第5号までの規定により除籍された場合又は死亡のため学籍を除いた場合は、この限りでない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、その他特別な事情があると認められる者に対しては、授業料の免除あるいは徴収を猶予することができる。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(寄宿料)

第56条 寄宿料は、別に定めるところにより徴収する。

(寄宿料の免除)

第57条 死亡した者、行方不明の理由により除籍された者又は災害の理由により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料の免除に関し必要な事項については、別に定める。

(既納の授業料等)

第58条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。ただし、次項から第4項に該当する場合は、この限りでない。

2 第2次の学力検査等において、出願書類等による第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り

学力検査その他による第2段階目の選抜を行う場合、第1段階目の選抜で不合格となった者に対しては、所定の期日までに当該者の申出があった場合には、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

- 3 第51条第2項の規定により前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学し、納付した者の申出があった場合には、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 授業料を納付した者について、死亡のため学籍を除いた場合は、既納の授業料のうち、月割計算により死亡した日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。

(研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生の授業料)

第59条 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

- 2 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の徴収方法については、別に定める。
- 3 国立大学の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 4 公私立大学の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 課程等の目的

(課程等の目的)

第60条 本学大学院（以下「大学院」という。）に置く修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

- 2 医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 教育学研究科専門職学位課程は、学校教育に関する理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、実践力・応用力を有する教員を養成することを目的とする。
- 4 各研究科又は専攻の目的は、各研究科において別に定める。

(方針)

第60条の2 本学は、前条の目的を踏まえて、大学院、研究科又は専攻ごとに、次に掲げる方針を定めるものとする。

- (1) 修了認定・学位授与に関する方針
 - (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - (3) 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に、特に意を用いなければならない。

第2節 収容定員等

(収容定員)

第61条 大学院に置く研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士課程 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践開発専攻					20	40

	計					20	40
看護学研究科	看護学専攻	10	20				
	計	10	20				
工学研究科	工学専攻	144	288				
	計	144	288				
農学研究科	農学専攻	68	136				
	計	68	136				
地域資源創成学 研究科	地域資源創成学専攻	5	10				
	計	5	10				
医学獣医学総合 研究科	医科学獣医科学専攻	10	20				
	医学獣医学専攻			23	92		
	計	10	20	23	92		
農学工学総合研 究科	資源環境科学専攻			7	21		
	生物機能応用科学専攻			4	12		
	物質・情報工学専攻			5	15		
	計			16	48		
合計		237	474	39	140	20	40

(目安定員)

第61条の2 各専攻に置くコースの目安定員を示す必要がある場合は、別途研究科規程等に定めるものとする。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第62条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

第4節 修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学獣医学総合研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 農学工学総合研究科博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があり、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。また、学部での教員免許状未取得者等に対して教育を行う場合であって、教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を2年を超える期間とすることができる。

(在学期間)

第64条 在学期間は、修士課程にあつては4年、医学獣医学総合研究科博士課程にあつては8年、農学工学総合研究科博士後期課程にあつては6年、教育学研究科専門職学位課程にあつては前条第4項で定める学生の履修上の区分による標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第5節 入学

(入学時期)

第65条 入学は、学年の始めとする。ただし、各研究科においては、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第66条 修士課程及び教育学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の卒業者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (8) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (9) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (11) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 農学工学総合研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

3 医学獣医学総合研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を含むものに限る。）に4年以上在学し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を含むものに限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学者選抜）

第67条 入学志願者に対しては、学力試験、面接試験及び健康診断を行い、これに出身大学長の提出する調査書の成績等を総合し、当該研究科委員会（基本規則第49条で定める研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 選抜の方法及び時期は、当該研究科において別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第68条 前条の選抜試験（再入学及び転入学を含む。）に合格した者は、当該研究科において別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学及び再入学）

第69条 退学し、又は除籍（第83条において準用する第37条第3号から第5号までの規定のいずれかに該当する者に限る。）された学生で、同一専攻に再入学を志願する者には、退学又は除籍後1年以内に限り、学長がこれを許可することができる。ただし、医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程においては、当該研究科の定めるところにより、退学又は除籍後3年以内に限り、学長がこれを許可することができる。

- 2 転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科の専攻に欠員がある場合に限り、選考の上、学長がこれを許可することがある。

第6節 教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状

（教育課程の編成方針）

第70条 大学院の教育は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために、第60条の2に定める方針に基づき必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育方法等）

第70条の2 大学院（教育学研究科専門職学位課程を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 教育学研究科専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。
- 3 前2項に定める大学院の各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができる。
- 4 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 5 各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第23条第1項に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第70条の3 本学は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 本学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

（履修方法）

第71条 各研究科における授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。

- 2 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院において、当該大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、各研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で、本学で履修した単位に算入できる。ただし、教育学研究科専門職学位課程においては、24単位を超えない範囲とする。
- 4 前2項の規定は、第82条の規定による留学の場合に準用する。

（長期にわたる教育課程の履修）

第72条 学生が、職業を有している等の事情により、第63条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により、計画的な履修を認められた者の受入れについて、必要な事項は、各研究科において定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第73条 各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が当該研究科に入学した後

の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第71条第3項に規定する単位とは別に15単位を超えない範囲で、修了の要件として算入できるものとする。ただし、第71条第3項の規定本文による単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科専門職学位課程においては、第71条第2項の規定により履修した単位数及び第76条第5項の規定により免除された単位数と合わせて、24単位を超えない範囲で修了の要件として算入できるものとする。
- 4 各研究科（博士後期課程を除く。）は、入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮について、1年を超えない範囲で定めるものとする。

（研究指導委託）

第74条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（単位の認定）

第75条 単位の認定は、試験又は研究報告等によって行い、合格した科目については所定の単位を与える。ただし、第37条第4号及び第83条の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

（成績評価基準等の明示等）

第75条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（課程の修了要件）

第76条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位（看護学研究科看護学専攻実践看護者育成コースがん看護領域にあっては、34単位、実践助産学領域にあっては、58単位、医学獣医学総合研究科医科学獣医科学専攻にあっては、生物系以外の学部を卒業した者は「基礎細胞生物学」2単位を含む32単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医学獣医学総合研究科博士課程の修了要件は当該課程に4年、農学工学総合研究科博士後期課程の修了要件は当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学獣医学総合研究科博士課程にあっては3年、農学工学総合研究科博士後期課程にあっては修士課程の在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、農学工学総合研究科博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 教育学研究科専門職学位課程の修了要件は、当該課程に第63条第4項で定める標準修業年限以上在学し、48単位以上を修得するものとする。

- 5 教育学研究科専門職学位課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有するものについて、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 6 教育学研究科専門職学位課程は、第73条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修士論文及び博士論文の審査)

第77条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

2 各研究科は、必要があるときは、修士論文及び博士論文の審査について他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

(最終試験)

第78条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文及び博士論文の審査に合格した者について行い、その成績は、合格及び不合格の2種とする。

2 最終試験に関し、必要な事項は、各研究科において定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第79条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の研究科において取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
教育学研究科	教職実践開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
工学研究科	工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業、理科
農学研究科	農学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業、水産

第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍

(休学)

第80条 休学は、第30条及び第31条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

(転学)

第81条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、その理由を具して当該研究科委員会の議を

経て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第82条 学生は、外国の大学で学修するため、研究科長の許可を経て留学することができる。

2 前項の留学期間は、第63条の期間に含まれるものとする。

(復学、退学及び除籍)

第83条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

第8節 学位

(学位)

第84条 学位の種類は、次のとおりとする。

教育学研究科	教職修士（専門職）
看護学研究科	修士（看護学）
工学研究科	修士（工学）
農学研究科	修士（農学）
	修士（水産学）
	修士（学術）
地域資源創成学研究科	修士（地域資源創成学）
医学獣医学総合研究科	修士（医科学）
	修士（動物医科学）
	博士（医学）
	博士（獣医学）
農学工学総合研究科	博士（農学）
	博士（工学）
	博士（学術）

(学位授与)

第85条 修士課程、医学獣医学総合研究科博士課程、農学工学総合研究科博士後期課程及び教育学研究科専門職学位課程を修了した者には、前条の区分に従い学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 学位に関する規程は、別に定める。

第9節 賞罰

(賞罰)

第86条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

第10節 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生、科目等履修生及び外国人留学生)

第87条 大学院に、研究生、科目等履修生及び外国人留学生を入学させることができる。

2 研究生、科目等履修生及び外国人留学生は、第44条、第45条及び第47条の規定を準用するほか、必要な事項は当該研究科において別に定める。

(特別聴講学生)

第88条 本学大学院の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学又は外国大学との協議に基づき特別聴講学生として授業科目の履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、前条第2項の規定を準用する。

(特別研究学生)

第89条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院で研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れることがある。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第11節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第90条 研究科の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 研究生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び、授業料の額は、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立の大学の学生であるときは、授業料は徴収しないものとする。

(1) 授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ3月分又は6月分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。ただし、在学予定期間が3月未満又は6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。

(2) 検定料及び入学料の徴収方法は、別に定める。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。ただし、授業料を納付した者について、死亡のため学籍を除いた場合は、既納の授業料のうち、月割計算により死亡した日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。

4 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定める内規により、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

第12節 雑則

(準用)

第91条 大学院学生に関し必要な事項は、この章によるほか、前章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 別科

第1節 収容定員

(収容定員)

第92条 本学に置く別科の収容定員は、次のとおりとする。

別科名	専修	収容定員
畜産別科	畜産専修	4
	計	4

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第93条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

第3節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第94条 本学別科（以下「別科」という。）の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第95条 在学期間は、1年とする。ただし、特別の事情があると認めたときは、願い出により2年を超えない範囲において、その延長を許可することができる。

第4節 入学

(入学の時期)

第96条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第97条 別科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第98条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、別科の基礎となる当該学部 of 長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書

(合格者の決定)

第99条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該別科委員会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第100条 前条の規定による合格者で、別科に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第101条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し

ている者を含む。) に対し、入学を許可する。

第5節 履修方法等

(授業科目及び履修方法等)

第102条 別科で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。

(単位の授与)

第103条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第37条第4号及び第105条の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

第6節 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第104条 休学は、第30条の規定を準用する。

(復学、退学及び除籍)

第105条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用する。

第7節 修了

(修了)

第106条 別科に1年以上在学し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第8節 賞罰

(賞罰)

第107条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

第9節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第108条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

- 2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。ただし、授業料を納付した者について、死亡のため学籍を除いた場合は、既納の授業料のうち、月割計算により死亡した日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。
- 3 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定めるところにより、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

第10節 雑則

(準用)

第109条 別科学生に関し必要な事項は、この章によるもののほか、第1章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「別科」と、「学部長」とあるのは「別科長」と、「学部教授会」とあるのは「別科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学（以下「旧宮崎大学」という。）及び宮崎医科大学（以下「旧宮崎医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学に在学する者（「以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学又は旧宮崎医科大学の学則及びその他の規程等の定めるところによる。
- 3 旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の大学院に在学し、かつ、在学者及び在学者の属する年次に転入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を修了するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学大学院規程又は旧宮崎医科大学大学院学則及びその他の規程等の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第61条の表に定める修士課程及び博士前期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成17年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
教育学研究科	学校教育専攻	14
	教科教育専攻	62
	計	76
医学系研究科	医科学専攻	30
	看護学専攻	10
	計	40
工学研究科	応用物理学専攻	15
	物質環境化学専攻	21
	電気電子工学専攻	54
	土木環境工学専攻	36
	機械システム工学専攻	30
	情報システム工学専攻	18
	計	174
農学研究科	生物生産科学専攻	21
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	12
	応用生物科学専攻	21
	計	76

- 3 第61条の規定にかかわらず、工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
工学研究科	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	8
	計	38
農学研究科	農林生産学専攻	40
	生物資源利用学専攻	15
	動物生産学専攻	21
	計	76

- 4 平成16年度以前に工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月22日から施行し、第8条第5号及び第66条第5号の規定は、平成17年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度に工学研究科物質環境化学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に工学研究科博士前期課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成18年度以前に工学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。
- 4 第61条の表に定める農学研究科修士課程の平成19年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
農学研究科	生物生産科学専攻	37
	地域資源管理科学専攻	24
	森林草地環境科学専攻	20
	水産科学専攻	22
	応用生物科学専攻	41
	計	144

- 5 第61条の表に定める農学工学総合研究科博士後期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度	平成20年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	4	8
	生物機能応用科学専攻	4	8
	物質・情報工学専攻	8	16
	計	16	32

- 6 第61条の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程物質エネルギー工学専攻及びシステム工学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度	平成20年度
工学研究科	物質エネルギー工学専攻	12	6
	システム工学専攻	12	6
	計	24	12

附 則

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第1条の2の表に定める教育文化学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育文化学部	学校教育課程	450	500	550
	人間社会課程	80	160	240
	地域文化課程	90	60	30
	生活文化課程	120	80	40
	社会システム課程	180	120	60
	計	920	920	920

- 平成19年度以前に教育文化学部地域文化課程、生活文化課程及び社会システム課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第61条の表に定める教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の平成20年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教職実践開発専攻		28
	学校教育支援専攻	10	
	計	10	28

- 第61条の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻の平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	8
	教科教育専攻	30
	計	38

- 第61条の表に定める医学系研究科博士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医学専攻	20	40	60
	細胞・器官系専攻	30	20	10
	生体制御系専攻	36	24	12
	生体防衛機構系専攻	12	8	4
	環境生態系専攻	12	8	4
	計	110	100	90

- 平成19年度以前に教育学研究科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成19年度以前に教育文化学部及び教育学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成29年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部・医学科	605	610	615	620	625

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成31年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部・医学科	615	625	635	645	655

3 第1条の2の表に定める農学部農学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農学部	植物生産環境科学科	50	100	150
	森林緑地環境科学科	50	100	150
	海洋生物環境科学科	30	60	90
	畜産草地科学科	50	100	150

4 第1条の2の規定にかかわらず、農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科の平成22年度から平成24年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農学部	食料生産科学科	180	120	60
	生物環境科学科	195	130	65
	地域農業システム学科	165	110	55

5 平成21年度以前に農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 第61条の表に定める医科学看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度
医科学看護学研究科	医科学専攻	15
	看護学専攻	10

7 第61条の表に定める医学獣医学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学獣医学総合研究科	医学獣医学専攻	23	46	69

8 第61条の規定にかかわらず、医学系研究科修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度
医学系研究科	医科学専攻	15
	看護学専攻	10

9 第61条の規定にかかわらず、医学系研究科博士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学系研究科	医学専攻	40	40	20

10 平成21年度以前に農学部及び医学系研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2の表に定める工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工学部	環境応用化学科	58	116	174
	社会環境システム工学科	53	106	159
	環境ロボティクス学科	49	98	147
	機械設計システム工学科	54	108	162
	電子物理工学科	53	106	159
	電気システム工学科	49	98	147
	情報システム工学科	228	224	220

- 3 第1条の2の規定にかかわらず、工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工学部	材料物理工学科	147	98	49
	物質環境化学科	204	136	68
	電気電子工学科	264	176	88
	土木環境工学科	174	116	58
	機械システム工学科	147	98	49

- 4 平成23年度以前に工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第61条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度
工学研究科	応用物理学専攻	32
	物質環境化学専攻	48
	電気電子工学専攻	63
	土木環境工学専攻	34
	機械システム工学専攻	34
	情報システム工学専攻	37

- 6 第61条の表に定める農学工学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度	平成25年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	15	18
	物質・情報工学専攻	21	18

附 則

この規則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第61条の表に定める教育学研究科学校教育支援専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
------	-----	--------

教育学研究科	学校教育支援専攻	18
--------	----------	----

3 第61条の表に定める看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
看護学研究科	看護学専攻	10

4 第61条の規定にかかわらず、医科学看護学研究科医科学専攻及び看護学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
医科学看護学研究科	医科学専攻	15
	看護学専攻	10

5 第61条の表に定める農学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
農学研究科	農学専攻	68

6 第61条の規定にかかわらず、農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
農学研究科	生物生産科学専攻	16
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	10
	応用生物科学専攻	20

7 平成25年度以前に農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 第61条の表に定める医科学獣医学総合研究科修士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
医学獣医学総合研究科	医科学獣医科学専攻	8

9 平成25年度以前に医科学看護学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第61条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度
工学研究科	工学専攻	134

3 第61条の規定にかかわらず、工学研究科応用物理学専攻、物質環境化学専攻、電気電子工学専攻、土木環境工学専攻、機械システム工学専攻及び情報システム工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度
工学研究科	応用物理学専攻	17
	物質環境化学専攻	27
	電気電子工学専攻	36
	土木環境工学専攻	16

	機械システム工学専攻	19
	情報システム工学専攻	19

- 4 平成27年度以前に工学研究科応用物理学専攻、物質環境化学専攻、電気電子工学専攻、土木環境工学専攻、機械システム工学専攻及び情報システム工学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
2 第1条の2の表に定める教育学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育学部	学校教育課程	120	240	360

- 3 第1条の2の規定にかかわらず、教育文化学部学校教育課程及び人間社会課程の収容定員は、次のとおりとする。

学部	課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育文化学部	学校教育課程	450	300	150
	人間社会課程	240	160	80

- 4 第1条の2の表に定める農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科、畜産草地科学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農学部	植物生産環境科学科	202	204	206
	森林緑地環境科学科	202	204	206
	応用生物科学科	222	224	226
	海洋生物環境学科	123	126	129
	畜産草地科学科	211	222	233

- 5 第1条の2の表に定める地域資源創成学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域資源創成学部	地域資源創成学科	90	180	270

- 6 平成27年度以前に教育文化学部学校教育課程及び人間社会課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
7 平成27年度以前に教育文化学部に入学者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成31年度までは同表の規定にかかわらず110人とし、収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部・医学科	660	660	650	640	630	620	610

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
2 平成30年度以前に農学部獣医学科に入学者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和元年9月26日から施行する。ただし、改正後の第66条の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成31年度以前に農学部獣医学科に入学した者に係る休学期間については、改正後の第31条第2項の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和元年11月28日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、令和3年度までは同表の規定にかかわらず110人とし、収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部・医学科	660	660	650	640	630	620	610

- 3 第61条の表に定める教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の令和2年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教職実践開発専攻		48
	学校教育支援専攻	8	
	計	8	48

- 4 平成31年度以前に教育学研究科修士課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成31年度以前に教育学研究科修士課程に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。
- 6 第61条の表に定める地域資源創成学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和2年度
地域資源創成学研究科	地域資源創成学専攻	5

- 7 第61条の表に定める医学獣医学総合研究科修士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和2年度
医学獣医学総合研究科	医科学獣医科学専攻	18

附 則

この規則は、令和2年9月24日から施行する。ただし、改正後の第71条第3項並びに第73条第2項、第3項及び第4項の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の3の表に定める医学部看護学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和3年度
医学部	看護学科	240(10)

- 3 第1条の3の表に定める工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工学部	工学科	370	740	1,110(10)

- 4 第1条の3の規定にかかわらず、工学部環境応用化学科、社会環境システム工学科、環境ロボ

ティクス学科、機械設計システム工学科、電子物理工学科、電気システム工学科及び情報システム工学科の令和3年度から令和5年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工学部	環境応用化学科	174	116	58
	社会環境システム工学科	159	106	53
	環境ロボティクス学科	147	98	49
	機械設計システム工学科	162	108	54
	電子物理工学科	159	106	53
	電気システム工学科	147	98	49
	情報システム工学科	162	108	54
		(20)	(20)	(10)

- 5 令和2年度以前に工学部環境応用化学科、社会環境システム工学科、環境ロボティクス学科、機械設計システム工学科、電子物理工学科、電気システム工学科、情報システム工学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
2 第1条の3の表に定める教育学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教育学部	学校教育課程	500	520	540

- 3 第1条の3の表に定める農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科及び畜産草地科学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
農学部	植物生産環境科学科	206	204	202
	森林緑地環境科学科	206	204	202
	応用生物科学科	226	224	222
	海洋生物環境学科	129	126	123
	畜産草地科学科	233	222	211

- 4 第61条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和6年度
工学研究科	工学専攻	278

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
2 第1条の3の表に定める農学部農学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和7年度	令和8年度	令和9年度
農学部	農学科	235	470	705

- 3 第1条の3の規定にかかわらず、農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物

科学科、海洋生物環境学科及び畜産草地科学科の令和7年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和7年度	令和8年度	令和9年度
農学部	植物生産環境科学科	154	102	50
	森林緑地環境科学科	154	102	50
	応用生物科学科	169	112	55
	海洋生物環境学科	96	63	30
	畜産草地科学科	172	111	50

4 令和7年度以前に工学部工学科に入学した者並びに令和6年度以前に農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科及び畜産草地科学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○宮崎大学学位規程

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
制 定

改正 平成 17 年 3 月 30 日 平成 19 年 3 月 22 日
平成 20 年 3 月 27 日 平成 22 年 3 月 25 日
平成 22 年 11 月 25 日 平成 25 年 3 月 28 日
平成 26 年 3 月 27 日 平成 27 年 3 月 26 日
平成 28 年 3 月 25 日 平成 30 年 3 月 22 日
令和元年 8 月 8 日 令和 2 年 2 月 27 日

(目的)

第 1 条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第 40 条第 2 項及び第 85 条第 3 項の規定により宮崎大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の種類等)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学位の専攻分野の名称は、次表のとおりとする。

学位（専攻分野の名称）	学位（専攻分野の名称）の英文表記
学士（教育学）	Bachelor of Education
学士（医 学）	Bachelor of Medicine
学士（看護学）	Bachelor of Nursing
学士（工 学）	Bachelor of Engineering
学士（農 学）	Bachelor of Agriculture
学士（獣医学）	Bachelor of Veterinary
学士（地域資源創成学）	Bachelor of Regional Innovation
修士（医科学）	Master of Medical Science
修士（動物医科学）	Master of Animal Biomedical Science Master of Veterinary Science
修士（看護学）	Master of Nursing Science
修士（工 学）	Master of Engineering
修士（農 学）	Master of Agriculture
修士（水産学）	Master of Fisheries
修士（学 術）	Master of Science
修士（地域資源創成学）	Master of Regional Innovation

博士（医 学）	Doctor of Philosophy in Medicine
博士（農 学）	Doctor of Philosophy
博士（獣医学）	Doctor of Philosophy in Veterinary Medicine
博士（工 学）	Doctor of Philosophy
博士（学 術）	Doctor of Philosophy
教職修士（専門職）	Master of Education (Profession)

（学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を経ない者であっても、博士論文を提出して学位の授与を申請し、その審査に合格し、かつ、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも学位を授与することができる。

5 専門職学位は、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位の申請）

第4条 修士の学位論文は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位授与の申請は、学位論文願に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、当該研究科長に提出するものとする。

3 前条第4項の規定による学位の申請は、学位申請書に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに学位論文審査手数料 57,000 円を添え、当該研究科長に提出するものとする。

4 本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請するときは、前項の規定を適用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、学位論文審査手数料の納付を免除する。

5 提出した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

（学位論文）

第5条 提出する修士及び博士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることがある。

(審査の付託)

第6条 研究科長は、修士及び博士の学位論文を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(審査)

第7条 工学及び農学の各研究科委員会は、修士課程の論文審査を付託されたときは、当該専攻の教授1名のほか、関連する専門分野の教員（助手を除く。以下同じ。）のうちから2人以上の審査委員を選出して、論文の審査及び最終試験を行う。

2 地域資源創成学研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員及び副指導教員を含む3人以上の教員からなる学位論文指導委員会により、論文の審査及び最終試験を行う。

3 農学工学総合研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員及び副指導教員を含む5人以上の教員からなる学位論文審査委員会により、論文の審査並びに最終試験又は試験を行う。ただし、学位論文審査委員会には、研究指導を担当する資格を有する教員3人以上を含むものとする。

4 前3項の審査には、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

5 看護学研究科委員会及び医学獣医学総合研究科委員会は、当該学位論文の審査を行うため審査委員会を設置し、その委員として、当該委員会の構成員の中から3人を選定する。

6 前項の審査委員は、主査1人、副査2人とする。ただし、医学獣医学総合研究科委員会が必要と認めたときは、当該構成員以外の本学の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

7 審査委員会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては学位論文の審査及び最終試験を、第3条第4項の規定によるものについては学位論文の審査及び学力の確認を行う。

(審査期間)

第8条 修士論文の審査は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、受理した日から1年以内に終了するものとする。

(最終試験又は試験)

第9条 最終試験又は試験は、論文の審査を終えた後、論文を中心として関連ある授業科目について口頭又は筆記により行うものとする。

(学力の確認)

第10条 第3条第4項に規定する学力の確認は、第4条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査及び試験を終えた後、学位論文に関連のある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する者のうち退学したときから当該研究科が定める年限以内に学位を申請する者については、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、論文の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を文書をもって当該研究科委員会に報告しなければならない。

(可否の判定)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、委員（外国出張者及び休職者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第13条 研究科長は、当該研究科委員会が前条第1項によって合格と決定した者の氏名、論文審査の要旨並びに最終試験又は試験の成績を文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与及び報告)

第14条 学長は、学士の学位にあつては学部長からの報告を受けて、修士及び博士の学位並びに専門職学位にあつては前条の報告を受けて、学位を授与すべき者を決定し、学位記を交付して学位を授与する。授与できない者には、その旨を本人に通知するものとする。

2 前項前段の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条に定める様式により、文部科学大臣に報告しなければならない。

(学位論文要旨等の公表)

第15条 博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、研究科長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「宮崎大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第18条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の決定をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別紙1から別紙5のとおりとする。

(特定の課題の取扱い)

第20条 規則第76条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果に関する取扱いについては、この規程に定める修士論文に関する取扱いに準ずるほか、必要に応じて各研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。
- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 29 号）附則第 2 項の規定により平成 15 年 9 月 30 日に当該大学に在学した者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学及び宮崎医科大学の学部又は大学院に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等した者については、改正後の第 19 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

別紙 1－1（第 3 条第 1 項関係）

宮大〇第 号	卒業証書・学位記
本籍（都道府県名）	氏 名
生 年 月 日	生 年 月 日
宮崎大学〇〇学部〇〇学科（課程）に入学し卒業するために必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する	
平成 年 月 日	宮崎大学〇〇学部長 〇〇〇〇印
宮 崎 大 学 長 〇〇〇〇印	

別紙 1－2（第 3 条第 1 項関係）

宮大〇第 号	卒業証書・学位記
本籍（都道府県名）	氏 名
生 年 月 日	生 年 月 日
宮崎医科大学医学部〇〇学科に入学し卒業するために必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する	
平成 年 月 日	宮崎大学〇〇学部長 〇〇〇〇印
宮 崎 大 学 長 〇〇〇〇印	

別紙 2－1（第 3 条第 2 項関係）

〇修第 号	学 位 記
本籍（都道府県名）	氏 名
生 年 月 日	生 年 月 日
宮崎大学大学院〇〇研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する	
平成 年 月 日	宮 崎 大 学 印

※第 20 条に定める特定の課題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙 2－2（第 3 条第 2 項関係）

〇修第 号	学 位 記
本籍（都道府県名）	氏 名
生 年 月 日	生 年 月 日
宮崎医科大学大学院医学研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（医学）の学位を授与する	
平成 年 月 日	宮 崎 大 学 印

※第 20 条に定める特定の課題による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課題についての研究成果の審査」と記載する。

別紙3-1(第3条第3項関係)

○博士第 号	学 位 記
本籍(郵便府県名)	
氏 名	
生 年 月 日	
宮崎大学大学院○○研究科○○専攻に入学し、本学大学院において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する。	
平成 年 月 日	
宮 崎 大 学 印	

別紙3-2(第3条第3項関係)

○博士第 号	学 位 記
本籍(郵便府県名)	
氏 名	
生 年 月 日	
宮崎医科大学大学院医学研究科○○系専攻に入学し、本学大学院において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する。	
平成 年 月 日	
宮 崎 大 学 印	

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の第15条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 改正後の第16条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に教育文化学部在学する者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月8日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条第2項及び第7条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に教育学研究科修士課程に在学する者の学位に関しては、なお従前の例による。

○宮崎大学大学院工学研究科規程

平成 16 年 4 月 1 日

制

定

改正	平成17年 3 月 4 日	平成17年10月25日
	平成19年 2 月20日	平成19年 4 月10日
	平成20年 2 月19日	平成20年 9 月16日
	平成21年 4 月 7 日	平成25年 3 月 4 日
	平成27年 1 月13日	平成27年 7 月28日
	平成28年 3 月 4 日	令和 2 年 3 月25日
	令和 3 年 3 月25日	令和 3 年 5 月19日
	令和 3 年11月19日	令和 6 年 2 月20日
	令和 7 年 2 月18日	

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 研究科は、学部教育を基盤として、高度化、深化した専門知識・技術を身に付け、さらに隣接する関連領域まで俯瞰できる総合的視野を持った想像力豊かな高度専門技術者を養成することを目的とする。

(教育組織)

第 3 条 研究科に、教育組織として、次の専攻及びコースを置く。なお、各コースの目安定員については別に定める。

修士課程

工学専攻	先端情報コース
	環境コース
	電気・半導体コース
	機械コース

(入学時期)

第 3 条の 2 入学の時期は、4 月の始め及び 10 月の始めとする。

(入学者の選考)

第 4 条 入学志願者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて学長に提出しなければならない。

第 5 条 入学志願者の選考は、志願する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法は、研究科委員会が定める。

(入学手続き)

第 6 条 合格者は、指定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて入学手続きをしなければならない。

(授業科目及び単位数)

第 7 条 授業科目及び単位数は、別に定める。

(指導教員)

第 8 条 学生の授業科目履修・研究及び学位論文に対する指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授、准教授又は助教とし、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上を置くものとする。

3 指導教員は、研究科委員会において定める。

(履修の手続き)

第 9 条 学生は、研究題目及び履修科目を、学年初めに指導教員の指導に従って選定し、担当する

教員の承諾を得て研究科長に届け出なければならない。

- 2 主指導教員及び副指導教員は、当該学生に対して各学年初めに研究指導計画書を作成した上で、学生に明示し、研究科長へ提出する。

（履修方法及び修了要件）

第10条 学生は、当該専攻に係る授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるときは、本学の他の研究科の授業科目を履修し、かつ、必要な研究を行うことができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を越えないものとする。
- 3 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修し、又は他大学の大学院・研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において必要な研究を行うことができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を越えないものとする。
- 4 第2項及び第3項の規定により修得した単位は、10単位までを修了要件の単位に算入することができる。
- 5 前項のほか、入学前に大学院（外国の大学院を含む。）で修得した単位は、10単位まで修了要件の単位に算入することができる。

（単位の計算方法及び教育方法等）

第11条 単位の計算については、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習・実験・実習及び研究については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位とするものとする。
- 2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（学修評価方法）

第12条 授業科目を履修した学生に対しては、試験やレポート等の多様な学修評価方法により成績評価を行うものとする。

- 2 授業担当教員は、クォーター制で週2回開講の場合については各期の最終回までに、2学期制については、学期の途中及び学修評価期間に試験を実施することができるものとする。ただし、試験を実施する場合は、事前にシラバスに明記し学生に周知するものとする。なお、授業担当教員に退職又は事故あるときは、研究科委員会が指名した他の教員が行う。

（単位認定）

第13条 単位認定は、前条の方法により、授業担当教員が行う。

- 2 第10条第4項及び第5項により修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合の認定は、研究科委員会が行う。
- 3 転入学前及び再入学前に大学院で履修した科目単位数及び在学年数は、研究科委員会の議を経て算入することができる。
- 4 履修科目の成績は、それぞれ100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位を与え、60点未満を不合格とし、単位を与えない。
- 5 標準成績評価基準は、下記の評語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。なお、講義科目については、所定時間数の75%以上出席しなければ成績評価を受けることはできない。
秀：評点90点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している。）
優：評点89～80点（到達目標を優秀な水準で達成している。）
良：評点79～70点（到達目標を良好に達成している。）
可：評点69～60点（到達目標の必要最低限は達成している。）
不可：評点60点未満（到達目標の必要最低限を達成していない。）

（成績評価に関する申立て）

第14条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として当該学期内に教務・学生支援係を通じて副学部長（教務担当）に申立てをすることができる。詳細については、別途定める。

（学位論文の提出）

第15条 学位論文は、同課程に1年以上在学した者でなければ提出することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、成績優秀であり、優れた研究業績を上げた者については、1年次後

半の学期以降に学位論文を提出することができる。なお、詳細については、別途定める。

- 3 学位の審査を受けようとする者は、指定した期日までに、所定の申請書類とともに学位請求論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査)

第16条 研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、研究指導を担当する資格を有する教授、准教授又は助教から3名以上の審査委員を選出して、論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員は、主査1名、副査2名以上とし、関連する専門分野の教授又は准教授を含むこととする。
- 3 前項の審査委員には、必要に応じ他大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を加えることができる。
- 4 学位論文審査の評価基準は、別途定める。

(最終試験)

第17条 最終試験は、第10条に定める履修方法により、所定の単位を修得し、学位論文を提出したものについて行う。

- 2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連する科目について、筆記又は口述試験によって行う。
- 3 最終試験は、学位論文を審査した教員が行う。ただし、その教員に退職又は事故あるときは研究科委員会が指名した他の教員が行う。
- 4 最終試験の評価基準は、別途定める。

(追審査・追試験)

第18条 研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。

- 2 追審査及び追試験の実施は、研究科委員会において適宜定める。

(休学・退学・除籍・復学・再入学)

第19条 休学、退学、除籍、復学及び再入学については、学務規則の規定を準用する。

- 2 再入学の選考は、研究科委員会で行う。

(研究生及び科目等履修生)

第20条 研究生又は科目等履修生としての入学資格はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究生は、学校教育法第99条に定める大学院を修了した者又はこれと同等以上の研究能力があると認められた者
- (2) 科目等履修生は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第21条 研究生又は科目等履修生として入学を志願する者は、研究期間及び研究題目又は履修科目を記載した願書に履歴書、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

第22条 前条の志願者については、研究科委員会において、学力及び能力を検査の上選考する。

第23条 研究生又は科目等履修生として合格した者は、指定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

第24条 研究生の在学期間は、6カ月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

(特別聴講生)

第25条 学務規則第88条に定める特別聴講生については、第20条から前条までを準用する。

(外国人留学生)

第26条 外国人で研究科の学生、研究生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

(学位)

第27条 本研究科の修了生には、修士（工学）の学位を授与する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第12条5項について、平成15年度以前に入学した者については、旧宮崎大学大学院工学研究

科規程の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前に入学した者については、従前の宮崎大学大学院工学研究科規程の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 13 日から施行し、平成 26 年 12 月 16 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した者については、従前の宮崎大学大学院工学研究科規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○宮崎大学大学院工学研究科規程

平成 16 年 4 月 1 日

制

定

改正	平成17年 3 月 4 日	平成17年10月25日
	平成19年 2 月20日	平成19年 4 月10日
	平成20年 2 月19日	平成20年 9 月16日
	平成21年 4 月 7 日	平成25年 3 月 4 日
	平成27年 1 月13日	平成27年 7 月28日
	平成28年 3 月 4 日	令和 2 年 3 月25日
	令和 3 年 3 月25日	令和 3 年 5 月19日
	令和 3 年11月19日	令和 6 年 2 月20日
	令和 7 年 2 月18日	

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 研究科は、学部教育を基盤として、高度化、深化した専門知識・技術を身に付け、さらに隣接する関連領域まで俯瞰できる総合的視野を持った想像力豊かな高度専門技術者を養成することを目的とする。

(教育組織)

第 3 条 研究科に、教育組織として、次の専攻及びコースを置く。なお、各コースの目安定員については別に定める。

修士課程

工学専攻	先端情報コース
	環境コース
	電気・半導体コース
	機械コース

(入学時期)

第 3 条の 2 入学の時期は、4 月の始め及び 10 月の始めとする。

(入学者の選考)

第 4 条 入学志願者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて学長に提出しなければならない。

第 5 条 入学志願者の選考は、志願する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法は、研究科委員会が定める。

(入学手続き)

第 6 条 合格者は、指定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて入学手続きをしなければならない。

(授業科目及び単位数)

第 7 条 授業科目及び単位数は、別に定める。

(指導教員)

第 8 条 学生の授業科目履修・研究及び学位論文に対する指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授、准教授又は助教とし、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上を置くものとする。

3 指導教員は、研究科委員会において定める。

(履修の手続き)

第 9 条 学生は、研究題目及び履修科目を、学年初めに指導教員の指導に従って選定し、担当する

教員の承諾を得て研究科長に届け出なければならない。

- 2 主指導教員及び副指導教員は、当該学生に対して各学年初めに研究指導計画書を作成した上で、学生に明示し、研究科長へ提出する。

（履修方法及び修了要件）

第10条 学生は、当該専攻に係る授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるときは、本学の他の研究科の授業科目を履修し、かつ、必要な研究を行うことができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を越えないものとする。
- 3 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修し、又は他大学の大学院・研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において必要な研究を行うことができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を越えないものとする。
- 4 第2項及び第3項の規定により修得した単位は、10単位までを修了要件の単位に算入することができる。
- 5 前項のほか、入学前に大学院（外国の大学院を含む。）で修得した単位は、10単位まで修了要件の単位に算入することができる。

（単位の計算方法及び教育方法等）

第11条 単位の計算については、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習・実験・実習及び研究については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位とするものとする。
- 2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（学修評価方法）

第12条 授業科目を履修した学生に対しては、試験やレポート等の多様な学修評価方法により成績評価を行うものとする。

- 2 授業担当教員は、クォーター制で週2回開講の場合については各期の最終回までに、2学期制については、学期の途中及び学修評価期間に試験を実施することができるものとする。ただし、試験を実施する場合は、事前にシラバスに明記し学生に周知するものとする。なお、授業担当教員に退職又は事故あるときは、研究科委員会が指名した他の教員が行う。

（単位認定）

第13条 単位認定は、前条の方法により、授業担当教員が行う。

- 2 第10条第4項及び第5項により修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合の認定は、研究科委員会が行う。
- 3 転入学前及び再入学前に大学院で履修した科目単位数及び在学年数は、研究科委員会の議を経て算入することができる。
- 4 履修科目の成績は、それぞれ100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位を与え、60点未満を不合格とし、単位を与えない。
- 5 標準成績評価基準は、下記の評語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。なお、講義科目については、所定時間数の75%以上出席しなければ成績評価を受けることはできない。
秀：評点90点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している。）
優：評点89～80点（到達目標を優秀な水準で達成している。）
良：評点79～70点（到達目標を良好に達成している。）
可：評点69～60点（到達目標の必要最低限は達成している。）
不可：評点60点未満（到達目標の必要最低限を達成していない。）

（成績評価に関する申立て）

第14条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として当該学期内に教務・学生支援係を通じて副学部長（教務担当）に申立てをすることができる。詳細については、別途定める。

（学位論文の提出）

第15条 学位論文は、同課程に1年以上在学した者でなければ提出することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、成績優秀であり、優れた研究業績を上げた者については、1年次後

半の学期以降に学位論文を提出することができる。なお、詳細については、別途定める。

- 3 学位の審査を受けようとする者は、指定した期日までに、所定の申請書類とともに学位請求論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査)

第16条 研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、研究指導を担当する資格を有する教授、准教授又は助教から3名以上の審査委員を選出して、論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員は、主査1名、副査2名以上とし、関連する専門分野の教授又は准教授を含むこととする。
- 3 前項の審査委員には、必要に応じ他大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を加えることができる。
- 4 学位論文審査の評価基準は、別途定める。

(最終試験)

第17条 最終試験は、第10条に定める履修方法により、所定の単位を修得し、学位論文を提出したものについて行う。

- 2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連する科目について、筆記又は口述試験によって行う。
- 3 最終試験は、学位論文を審査した教員が行う。ただし、その教員に退職又は事故あるときは研究科委員会が指名した他の教員が行う。
- 4 最終試験の評価基準は、別途定める。

(追審査・追試験)

第18条 研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。

- 2 追審査及び追試験の実施は、研究科委員会において適宜定める。

(休学・退学・除籍・復学・再入学)

第19条 休学、退学、除籍、復学及び再入学については、学務規則の規定を準用する。

- 2 再入学の選考は、研究科委員会で行う。

(研究生及び科目等履修生)

第20条 研究生又は科目等履修生としての入学資格はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究生は、学校教育法第99条に定める大学院を修了した者又はこれと同等以上の研究能力があると認められた者
- (2) 科目等履修生は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第21条 研究生又は科目等履修生として入学を志願する者は、研究期間及び研究題目又は履修科目を記載した願書に履歴書、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

第22条 前条の志願者については、研究科委員会において、学力及び能力を検査の上選考する。

第23条 研究生又は科目等履修生として合格した者は、指定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

第24条 研究生の在学期間は、6カ月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

(特別聴講生)

第25条 学務規則第88条に定める特別聴講生については、第20条から前条までを準用する。

(外国人留学生)

第26条 外国人で研究科の学生、研究生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

(学位)

第27条 本研究科の修了生には、修士（工学）の学位を授与する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第12条5項について、平成15年度以前に入学した者については、旧宮崎大学大学院工学研究

科規程の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前に入学した者については、従前の宮崎大学大学院工学研究科規程の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 13 日から施行し、平成 26 年 12 月 16 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した者については、従前の宮崎大学大学院工学研究科規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

〔 平成 1 9 年 2 月 2 0 日 〕
制 定

一部改正 平成 26 年 12 月 16 日

一部改正 平成 29 年 1 月 10 日

一部改正 平成 30 年 3 月 13 日

一部改正 令和 3 年 3 月 30 日

一部改正 令和 3 年 11 月 19 日

工学部・工学研究科専門科目の成績評価に対する 異議申し立てに関する申合せ

- 1 この申合せは、宮崎大学工学部専門科目履修規程第 5 条及び宮崎大学大学院工学研究科規程第 1 4 条の規定に基づき、成績評価に対する申し立てに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 成績評価に対して異議がある場合、その成績評価を受けた者は、別紙 1 により原則として当該学期内に工学部教務・学生支援係を通じて副学部長（教務担当）宛に申し立てをすることができる。
- 3 前項による成績評価に対する申し立てを副学部長（教務担当）が受けた場合は、当該学生の所属プログラム（分野）に対処を依頼し、プログラム（分野）は適宜、学生及び担当教員から事情を聴取し対処する。プログラム長（分野責任者）はその結果を副学部長（教務担当）に報告する。
- 4 プログラム長（分野責任者）から報告を受けた副学部長（教務担当）は、申し立てをした学生に対して対処結果を通知する。

副学部長（教務担当） 殿

成績評価に対する異議申立書（工学部・工学研究科）

申立日	年 月 日	
申立者	学籍番号 : 氏 名 :	
授業科目名 (授業担当教員)	()	
【具体的な内容】(記述)		
以下、大学記入欄		
教務・学生支援係提出日	教務委員会による審議日	学生へ回答した日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

【提出先：工学部教務・学生支援係】

○宮崎大学大学院工学研究科修士課程学位論文審査並びに最終試験実施要項

平成 17 年 9 月 20 日制定

平成 26 年 3 月 20 日一部改正

平成 29 年 1 月 10 日一部改正

平成 30 年 3 月 13 日一部改正

令和 2 年 1 月 21 日一部改正

1. 本要項は、宮崎大学学位規程第 6 条、第 7 条及び第 9 条並びに宮崎大学大学院工学研究科規程第 15 条第 1 項及び第 16 条に基づく学位論文審査と最終試験に関する手続について必要な事項を定める。
2. 学位論文（以下「論文」という）を提出しようとする者は、学位論文審査申請書（別紙様式 1）に、論文 1 部（A 4 版）を添え、所定の期日（別途通知）までに指導教員の承認を得たうえ、研究科長に提出する。
3. 論文審査の付託を受けた研究科委員会は直ちに指導教員を含む教員 3 名以上（内 1 名が主査となり教授 1 名以上を含む。）からなる論文審査委員会を組織する。なお、審査に必要な論文は論文審査委員会が適宜準備する。
4. 論文審査委員会は論文の審査及び最終試験を行う。
5. 論文の審査及び最終試験の基準は別途定める。
6. 論文審査終了後、次の要領で論文発表会（以下「発表会」という）を開催する。
 - (1) 発表会は公開とし、その日時・場所は研究科長が公示する。
 - (2) 発表会は、論文作成者がその内容を説明し、出席者と質疑応答を行う。
 - (3) 審査委員は、当該論文の発表に出席する。
7. 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連する科目について、筆記又は口述試験によって行うものとする。
8. 最終試験は、論文発表会における発表をもってかえることができる。
9. 主査は、論文審査及び最終試験について、審査要旨及び最終試験結果を記した審査報告書（別紙様式 2）を作成し、研究科長に提出する。
10. 第 2 項により提出された論文は、最終試験終了後当該分野に返却する。
11. 論文審査及び最終試験に関して、この要項によりがたい事項が生じたときは、その都度研究科委員会の決するところによる。

附 則

この要項は、平成１７年９月２０日より実施する。

附 則

この要項は、平成２６年３月２０日より実施する。

附 則

この要項は、平成２９年１月１０日より実施する。

附 則

この要項は、平成３０年３月１３日より実施する。

附 則

この要項は、令和２年４月１日より実施する。

(別紙様式1)

指導教員承認 印

学 位 論 文 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

宮崎大学大学院工学研究科長 殿

このたび、宮崎大学学位規程第4条に基づき、工学研究科修士課程
の学位論文の審査を受けたいので、審査くださるようお願いいたし
ます。

申請者

令和 年度入学 分野

氏 名 印

論文題目

(別紙様式2)

令和 年度宮崎大学大学院工学研究科

学位（修士）論文審査結果及び最終試験結果報告書

分野	学生氏名	カナ氏名	学籍 番号	学位（修士）論文名	主査	審査要旨	学位 論文	最終 試験

※学位論文及び最終試験欄には，合又は否を記入